

# 契約による秩序の形成と法

—M・ヴェーバーの規範理論を手がかりに—

お ち けい ぞう  
越 智 啓 三

## 目 次

第1章 契約と社会の秩序	66
第1節 はじめに	66
第2節 契約と社会の秩序との関係	66
第3節 川島氏による契約の法社会学的研究	66
第4節 本稿の基本的な問題関心と課題	67
第2章 ヴェーバーの規範理論から見た契約の拘束力	68
第1節 習俗 Sitte	69
第2節 習律 Konvention	70
1. 習律の概念	70
2. 習律ゲマインシャフト	72
第3節 法 Recht	83
第4節 利害関心 Interesse	86
第5節 残された課題	88
註	88
文献リスト	94

## 第1章 契約と社会の秩序

### 第1節 はじめに

契約に関する法社会学的研究において立てることのできる問題として、契約に拘束力を付与する（より一般的には、契約の過程における当事者の行為を規定する）要因はどのようなものか、という問題がある<sup>(1)</sup>。

ここで、契約の事実的な拘束力と規範的な拘束力とを、或いはより一般的に、契約の過程における当事者の行為を規定する事実的な要因と規範的な要因とを区別するならば、事実的な要因の中に、社会的要因、言わば契約過程の社会的次元とでも呼ぶべきものを考えることができる。すなわち、契約の相手方当事者やそれ以外の（特定・不特定の）第三者が当該当事者に対してなす社会的行為、ないし彼らと当該当事者との間の社会関係、という要因を考えることができる。

このような社会的次元をも考慮に入れる場合には、相手方当事者や第三者の秩序（これを社会の秩序と呼ぼう）が問題になる。秩序の概念についてはマックス・ヴェーバーに従う。彼によれば、社会的行為が、挙示し得る基準に、平均的または近似的に方向づけられている場合に、その社会的行為ないし社会関係の意味内容を秩序と呼ぶ（Weber 1976：第1部第1章第5節の2〔以下I.1.5.2のように略記〕）。その意味内容とは、より具体的には、一定の人が一定の場合に一定の行為をする、という一まとまりの事態に対する予想ないし期待であると考えられる。

本稿では社会的要因に限って論じようと思うが、次節では、社会的要因に着目することの意味を明らかにするため、次に、契約当事者の行為と社会の秩序との間にはいかなる関連があるのかを概観する。

### 第2節 契約と社会の秩序との関係

契約と社会の秩序との関係の第一の側面として、先に述べたように、或る契約当事者の契約過程上の行為が、彼に対する相手方当事者や第三者の行

為（および彼らの行為に関する当該当事者の予想）によって規定される、という関係がある。このことは、契約についての経験的な法社会学的研究（Macaulay 1963）によっても確認されている。

或る契約当事者の行為を規定する、相手方や第三者の社会的行為が、何らかの秩序に方向づけられている場合、そのような社会的行為によって当該当事者の行為が規定されているという側面を、契約が社会の秩序に規定されている、と呼ぶことができよう。

他方これとは逆に、契約と社会の秩序との関係には、契約の過程における当事者の行為が社会の秩序を形成・維持する、と呼び得るような側面がある。

契約において形成される合意の内容が、契約当事者たち、従って相手方当事者や第三者（例えば身元保証契約における身元本人）にとっての秩序をなすことは言うまでもない。しかし契約の過程においては、個別的な合意によって特定の秩序が形成されるというだけでなく、合意によらない秩序、従ってその意味で不特定の第三者の行為がそれに方向づけられ得るような秩序が、形成・維持されるのである。契約過程のこのような側面は、川島武宜博士の、日本人の契約についての法社会学的研究の中で、既に指摘されている。

### 第3節 川島氏による契約の法社会学的研究<sup>(2)</sup>

川島氏は『日本人の法意識』（1967）で次のように述べている。

「のみならず、すでに公共工事請負においては、入札資格者を発注官庁の契約担当者が指名するという過程をとおして、業者に『恩恵』を与えているのであり、このようにして、不確定的な権利義務を規定する請負契約書のもとにおいては、契約履行の関係をとおして、発注官庁と請負業者とのあいだには『恩』を媒介とする上級下級＝支配服従の関係がいつそう強化されてゆくのである。」

（同書：107-8）

このような川島氏の主張は、以下のような考え方にもとづいている。

川島氏は『日本社会の家族的構成』(1946a)において、日本における非近代的非民主的社会関係は家族制度の二つの生活原理、すなわち「親分子分」関係と「兄弟分」関係とによって構成されている、と論じた。家族に由来するというこのような「親分子分」関係と「兄弟分」関係のうちまず前者がその後、「そもそも権利義務的意識のよわい家父長制的な性格を帯びた封建的關係」(川島1949b:585)という形で、契約と結びつけて論じられるようになる。しかし、「親分子分」関係および「兄弟分」関係に相当するものが共に契約との関連で明瞭に論じられるようになるのは、「義理」に関する川島氏のまとまった論考(川島1951,川島1958:132-141)においてである。

川島氏によれば、日本の基本的な社会規範ないしその総合体たる社会秩序としての「義理」を生みだした「義理」に支えられている人間関係は、「協団体」(ないし「第一次集団」)的關係及び「身分階層的 hierarchical」(ないし「封建的」)關係である。「協団体」的關係の概念は、先の「兄弟分」關係の概念の後継者であるように思われる。その「協団体」的關係に対応する義理は、日本に特有のものではなく、一定の社会的条件を持った他の民族(とくに未開社会)にも存在し得るものであるとされる。川島氏によれば、日本の義理が特色的であるのは、そこに「身分階層的」關係に対応する要素——「恩」によって媒介された、「封建社会の主君と家来との関係における同じ内容、性質をもつ義理規範」——が含まれることがあるからである(そのために義理は必ずしも相互的 reciprocal でなく、しばしば不平等的、一方向的である)。この「身分階層的」關係が先の「親分子分」關係に該当すると思われる。

さて、以上のようなものとしての義理と契約との関連を川島氏は次のように述べる。

「……義務(義理)は、人の意思による選択によって発生するのではなく、一定の客観的な社会的地位に基いて、人の意思による選択の余地なく発生するのである。

義理はしばしば契約によって生ずる。そこで桜

井氏は、義理の発生原因をポトラッチ又は契約であると規定されている。しかし、義理を生ずるところのいわゆる契約は、その義務(義理)の発生を目的とするところの意思の合致ではなく(これが、法律学上『効果の意思』に基いて効力を生ずるものとして構成されるところの市民的な契約である)、義理は契約の非効果意思的効力として発生するのである。だから、義理が契約から生ずると言われる場合においても、その『契約』の意味について誤解されてはならない。義理は契約における選択意思の効果から生ずるのではなく、契約によって作られた『協団体』的關係から、選択意思とは無関係に生ずるのである。」(川島1951:763, 下線部は原文では傍点)

つまり、契約過程における当事者の行為(「義理」)は「協団体的な関係」によって規定されるが(これが前節で、契約が社会の秩序に規定されている、と呼んだ状態)、その「協団体的な関係」は契約と無関係に予め存在するのではなく、「契約によって作られ」というのである。

このように、契約の過程と社会の秩序との間の関係は、社会の秩序に方向づけられた行為が契約当事者の行為を規定する、というだけではない。第2章では、契約当事者の行為を規定する事実的な要因にはどのようなものがあるか、という問いに添ってヴェーバーの理論をまとめるという形を採っている。その際、事実的な要因の中でもとくに社会関係を重視しているが、それは、契約の過程はそのような社会関係の方向づけられる秩序を維持・形成するという側面をも持つ、ということ念頭に置いてのことである。

#### 第4節 本稿の基本的な問題関心と課題

第2章に入る前に、本稿における基本的な問題関心に、若干触れておきたい。

契約当事者は、相手方当事者が、契約の過程において、自分の意図に相応するように行為すること(以下では便宜上契約の履行と呼ぶ)を予想して契約関係に入る、と考えられる<sup>(9)</sup>。従って、行為を規定する規範的な要因を差し当たり度外視する

ならば、今まで述べてきたことから、契約当事者は、相手方の行為をそのように規定する社会の秩序が存在すると予想できる場合に契約関係に入るが、同時に、その契約の過程を通じてそのような社会の秩序が維持形成される、と考えられる。そのような社会の秩序は、法の想定する社会関係の方向づけられる秩序（法的秩序）と、どのような関係にあるのか、というのが、基本的な問題関心である<sup>(4)</sup>。

川島氏は、上述のように、日本における契約関係は義理の秩序によって支えられかつそれを形成してきた、とするが、そのような義理の秩序は、権利規範としての法的秩序と、機能的に「相互排斥的」な関係にある、とされる（川島1958：137）。すなわち、義理の秩序の支配が弱くなるに従って法的秩序の支配が強くなるはずである、とされ、現代の日本では、「義理的集団」が多かれ少なかれ解体し、義理の秩序の支配が弱くなり、その支配の範囲が小さくなりつつある、とされる。とすれば、契約の過程によって形成されまたそれを支えるところの社会の秩序も、法的秩序になってゆく、ということになる。しかし、「義理的集団」が解体し権利を規定する国家法の支配が強くなるとしても、六本佳平教授の言うように、そのことは直ちに「人々の意識や行動様式や法システムのあり方などが法的秩序に適したものとなるということを示すものではない」（六本1986：250）のではないか。この問題を考えるための、川島氏のそれとは少し異なった枠組みを模索することが、本稿の課題となる。

## 第2章 ヴェーバーの規範理論から見た契約の拘束力

他の多くの著者たちと同じく、ヴェーバーにおいても、契約当事者に契約を履行させる（或いはそのことを予想させる）のは法的保障の存在だけではない。ヴェーバーの理論枠組みの中の、契約の履行をもたらす諸要因を、以下のように検討することにしよう。

すなわち、本稿では、履行をもたらす（或いは

そのことを予想させる）諸要因を、『経済と社会』第2部第1章でヴェーバーが「現実の人間の行為を事実の平面で規定している諸々の根拠」ないし社会的行為の動機づけの中の諸々の構成要素として論じているもののうちとくに習俗、習律、法および目的合理的な利害関心の四つに限って、これらをこの順序で検討することにしよう。ヴェーバーは、行為の規定根拠としてはこれら四つの他に、（精神物理的事実としての）有機的な条件（ヴェーバー1974：32）、無意識的な dumpf 慣れ（同書：39）、また暗示や感情移入（同書：34）を論じているが、前二者は詳しく扱われず、また後二者は新たな習俗・習律・法を生み出すものとして位置づけられているので、本稿では扱わない。「法と習律と習俗とは、われわれが或る他人の——彼から期待される、または彼によって約束された、或いはその他彼の義務と見なされるような——行為の保障者として当てにしている、また当てにし得る唯一の力ではなく、これらと並んで、とりわけ、一定の諒解行為の継続そのものに対する他人自身の利害関心がある。」（同書：51、下線部は原文ではゲシュペルト、以下特に注記しない限り同じ）

なお、以下の整理は主として『経済と社会』の第2部（旧稿）に拠ることになるが、第1部（とくに第1章『社会学の基礎概念』）をも併せて適宜参照することにする。『経済と社会』に関してはそれに旧稿（第2部）と改訂稿（第1部）とがあること、また旧稿については『社会学の基礎概念』よりもむしろ『理解社会学のカテゴリー』が参照されるべきであると言われていること（中野1990：158-9参照）は周知の通りである。本稿ではこの問題に関しては、「ゲマインシャフト」や「ゲゼルシャフト」等の概念については『理解社会学のカテゴリー』に依ることとしたが、一方では『社会学の基礎概念』に比して『理解社会学のカテゴリー』では習律や法が殆ど説明されていないことと旧稿（とくに第2部第1章）における習律等の概念が『社会学の基礎概念』におけるそれらと少なくとも矛盾してはいないと思われること、他方

では何と言っても『社会学の基礎概念』はきわめて多くの概念を定義していて定式化したり対比したりする上で便利であること、これらの理由からして旧稿及び『理解社会学のカテゴリー』だけでなく敢えて改訂稿をも参照し、場合によってはそれらを総合的に解釈することにした。

## 第1節 習俗 Sitte

ヴェーバーによれば、習俗とは、行為者が習慣的な行為の仕方を身につけ *einüben*, それに従い、それを維持しようと志向している場合を指す。従って習俗の順守は自発的 *freiwillig* である。そのように、習慣的なものそれ自体への志向 *Ein-gestelltheit* を伴う点で、無意識的な、純粹に事実的な慣習 *Brauch* と異なる。他方、習俗に従った行為を要求されることはなく、また習俗を無視しても非難されることがない（外的に保障されていない）という点で習律と、更に法と区別される。尤も習俗から習律への移行は流動的である。しかし、習俗の遵守が要求されないとしても、行為者の周りの大多数の人々が習俗の存続を期待しそれに自らの行為を方向づけている場合には、自らの行為を習俗に方向づけない行為者は大小の不愉快や不利益を甘受しなくてはならない (Weber 1976: I.1.4.4)。尤もこのことは、習俗の安定性の理由であり、各行為者が習俗に従った行為を現実に行う理由は、そういった不愉快や不利益の考慮ではなく、習慣的なもの自体への志向にある。

「……習慣的なものから外れることは、器官の諸機能の不調と全く同じように、平均人に対し心的に甚だ不安を与えるように働きかける……。」

(Weber 1976: 188=ヴェーバー1974: 31)

習俗は、生活上の所与の諸々の必要に適合した行動を衝動と本能とに基づいて身につけることによって生じる (ibid.: 196=同書: 57)。ヴェーバーは、(共通の或いは異なった) 習俗の形成を規定するものとして、より具体的には次のようなさまざまな事情を挙げている。すなわち、或る人間集団が適応しなければならない経済的・政治的な生存諸条件 (ibid.: 239) や外的な自然諸条件 (ibid.:

241), 模倣 (ibid.), 家・相隣ゲマインシャフト、言語的・政治的・宗教的ゲマインシャフト (ibid.: 236, 242: 「あらゆるゲマインシャフトは習俗形成的な *sittenbildend* 働きをし得る」 ibid.: 236), 社会的・経済的な構造 *Gliederung* や内部的な支配構造 *Herrschaftsstruktur* (ibid.: 244) など。

では、習俗によって契約の履行がもたらされる、或いはそうなる予想させるような契約当事者の関係とは、どのようなものか (契約当事者が或る習俗を身につける局面は別として、当事者が習俗に従った行為をするかどうかという局面においては、当事者と第三者との関係は定義上意味を持たない)。ヴェーバーの所論にもとづき、以下のように考えることができよう。

まず、契約の一方当事者甲の習俗のみが問題になる場合。この習俗は、甲の個人的な習俗であることもあれば、甲は所属するが相手方当事者乙は所属していない人間集団の習俗であることもある。この場合、乙が、習俗 (履行行為と直接に関係する習俗) の働きによって甲が契約を履行することを予想して契約を行い得るためには、甲の行為が方向づけられるであろう習俗を乙は知っていないとはならない。そのためには乙は、当該の契約が行われる前に甲と直接的な接触を持つか、或いは甲 (の所属する人間集団) の習俗についての間接的な知識を得ることが必要である<sup>(5)</sup>。

次に、契約の両当事者が、共に、習俗を同じくする人々の集団 (「習俗ゲマインシャフト」) に所属する場合。習俗を同じくする人間集団がいかにして形成されるかについては上にごく簡単に触れた。そこで言われていたゲマインシャフトの習俗形成作用と、ちょうど逆方向の作用をもヴェーバーは認めている。

「単なる『習俗』の諸々の共通点が、社会的な交流ゲマインシャフト *Verkehrsgemeinschaft* の生成や通婚 *Konnubium* にとって重要になり得るということ、および、それらがまた、『種族的な *ethnisch*』共通性の感情の形成に対し何らかの影響——尤もその重要性は見極め難いが——を及ぼすのが常であり、そのことによってゲマインシャ

フト形成的な gemeinschaftsbildend 働きをなし得る、ということ、われわれは見るであろう。」(ibid.: 187=同書: 30)

本稿では、このようにしてゲマインシャフトと相互形成的な関係にある習俗の共有が、それだけで、経済的取引をも含めた交流 Verkehr を容易ならしめる、とヴェーバーが考えていることを確認しておこう。

「目立って異なった、従って〔人間集団相互を〕ひき離すものと感じられる諸々の相違点が『〔遺伝的〕素質』にもとづくのかそれとも『伝統 Tradition』にもとづくのかという問題は、〔人間集団が〕相互に引きつけあい或いは反発しあうことに対するこれらの相違点の効果については通常まったく無意味である。このことは、内婚制的な通婚ゲマインシャフトの発展に当てはまるし、その他の『交流』において〔人間集団が〕ひきつけあったり反発しあったりすることについては当然なおいっそう当てはまる。つまり、そのような集団の間のあらゆる種類の友好的な、仲の良い、或いは経済的な交流関係やゲマインシャフト形成が、容易に、また相互の信頼と相互の同種同価値のものとしての取扱いにもとづいて結ばれるか、それとも単に気乗りせず、不信任を表す安全対策を施してのみ結ばれるか、ということにも当てはまる。」(ibid.: 235-6)

このように遺伝的素質と伝統とを区別して論ずる意義がないというのは、この二つのそれぞれのゲマインシャフト形成作用(詳しく言えば「社会的な交流ゲマインシャフトの生成」を容易ならしめる作用)が同種のものだからであるが(ibid.: 236)、他方で習俗もこれら素質と伝統とによって条件づけられているのである(ibid.: 242)<sup>(6)</sup>。これをとくに契約に当てはめると、第2節以下で論ずるような、何らかの客観的に当てにできる履行の保障が、第2節以下で述べるような形で存在していなくても、相手方と習俗——もちろんそれはとくに履行行為に直接に関連する習俗だけには限られない——を共有しているという客観的な或いは主観的な事実それ自体が、契約当事者に、相手方

が履行してくれるであろうと予想させ、契約関係に入るのを促進することがある、ということになる。

「現物交換を超える契約や全く拘束力を持たない合意さえもが結ばれるのは、通例、知人同士の間や、同一の社会階級に属する人々の間や、旧知の取引仲間の間で、あるいは信頼できる実業家と、また恐らくは在外中の同国人の間でのことである。」(エールリッヒ1984: 107=Ehrlich 1913: 94, 下線は引用者)

## 第2節 習律 Konvention

### 1. 習律の概念

第1章に述べたように、ヴェーバーによれば、行為が挙示し得る「規準」に(平均的にまた近似的に)方向づけられている場合に、その社会的関係の意味内容を「秩序」と呼ぶ。

そして、この規準への方向づけが、少なくとも、その規準が何らかの理由によって行為に対して妥当している geltend, すなわち拘束的ないし模範的であると見なされているということによっても(實際上重要な程度に)生じている場合に、秩序が妥当している Gelten, という。

ヴェーバーが、法命題と対比されたものとしての法的決定を例に挙げて、全ての妥当する秩序が一般的・抽象的性格を持つわけでは必ずしもないと述べているように(ibid.: I.1.6.3), 契約当事者間の合意の内容もここで言う秩序に当たると考えられる。

習律は、その妥当が外的に保障された秩序の一つであり、外的に保障されていない習俗と区別される。他方で習律は、強制装置によって外的に保障された秩序である法と、外的な保障のあり方において異なる(後述)。尤も、習俗から習律へ、習律から法への移行は現実には流動的である。

更に、概念的な区別ではないが、習律は、外的にだけでなく内的にも(すなわち純粋に感情的に、或いは価値合理的——道徳的、美的など——に、或いは宗教的に)保障されていることが法に比して相対的に多い、という点でも法と異なる。

「事実の平面で、社会学における意味で『妥当している』倫理は全て、その違反に対する非難の蓋然性によって、つまり習律的に、広汎に保障されているのが常である。尤も他方で、習律的に或いは法的に保障されたあらゆる秩序が倫理的規範の性格を要求するわけでは(少なくとも必ずしも)なく、純粹に目的合理的に制定されることの多い法秩序は、全体として見れば、習律秩序に比して〔倫理的規範という性格を要求することが〕ずっと遙かに少ない。」(ibid.: I.1.6.4)

秩序を内的に保障する感情・価値・宗教は、同時に、秩序を外的に保障する非難などが行われる際の、動機或いは理由でもあろう。

さて、習律の受ける外的な保障について、ヴェーバーは次のように言う。

「それに対してわれわれは、『習律』とは次のような場合であると解する。すなわち、或る一定の行動に対する働きかけは確かに生じるが、それはいかなる種類の物理的ないし心理的な強制 Zwang によるものでもなく、また一般に少なくとも通常はまた直接的には、行為者の特定の『周囲 Umwelt』をなす人々の集団による単なる是認 Billigung や非難 Mißbilligung 以外のいかなる反作用によるものでもない、という場合である。」

(ibid.: 187=同書: 29)

しかしまた次のようにも言う。

「それゆえ社会学にとって、法秩序と習律秩序とは——自明の移行現象を全く無視しても——根本的な対立物では決してない。というのは、習律もまた、一部は心理的強制によって、一部は少なくとも間接的には物理的強制によってさえ、支えられているのである。二つの秩序は、強制権力の行使のために準備を整えている人々(『強制装置』、すなわち『司祭』、『裁判官』、『警察』、『軍隊』など)が〔習律秩序の場合には〕欠けているということによって、強制の社会的構造においてのみ相互に区別される。」(ibid.: 191=同書: 44)<sup>(7)</sup>

相矛盾するこれら二つの説明については、以下のように解する<sup>(8)</sup>。

ヴェーバーは「強制」を定義していないように

思われる。ヴェーバーの言う「強制」を「ある行動型を行為者の意志に反して現実に行わしめることを指すもの」(六本1972: 168註2)と解し得るとしても、そのような意味での強制は習律にはおよそ存在しない、とは言えないように思われる。確かに、ヴェーバーの「強制」という語の用い方を見る限り、「強制」は法との関係で用いられる場合が多く、ことに習律との関係で用いられていることは殆どないようである。しかしヴェーバーが、「強制」という語は専ら法についてのみ用いられ、習律については用いられ得ないと考えていることを示す表現は、上記の説明の前者以外には見い出せない<sup>(9)</sup>。却って、習律も強制、少なくとも心理的強制によって保障されているとヴェーバーが考えていることを示唆する表現が見い出される<sup>(10)</sup>。

習律の保障と法の保障とを共に「強制」の平面で捉え、それらの「社会的構造」の差異に着目する後者の説明における用語法は、シュタムラーに対する論駁という文脈(『経済と社会』の英訳版ではこの部分は *Excursus in Response to Rudolf Stammler* と題されている〔下線部は原文ではイタリック〕)の中で、ヴェーバーの通常用語法が逸脱された例外と言うよりも、むしろ用語法としてはより整理され一般化された形であると解することができよう。

それにも拘らず、ヴェーバーの習律概念を考える上で前者の説明が重要であると私は考えるが、それは、前者の説明が端的に是認および非難を強調しているからである。ヴェーバーは、習律を保障するものとして、是認および非難の外にボイコットを挙げることがあるが、彼が習律について語る際にはこれら三つの中でとくに非難だけに言及することが多い(就中『社会学の基礎概念』第6節における定義を参照)<sup>(11)</sup>。それは、叙述の簡明さのためではなく、ボイコットの、習律の保障と法の保障との境界線上にあるという性格と関連して、まさに「単なる」非難が習律の概念にとって特徴的な要素だからであろう。そして、単なる非難であっても保障として奏功するのは、さきに見たように、少なくとも法との対比において習律秩

序は内的にも保障されていることが多いからであると考えられる。

ではこのような、外的にそしてしばしば内的にも保障された秩序としての習律が契約を履行させる（或いはそのことを予想させる）ような契約当事者間および当事者と第三者との関係とは、どのようなものか。以下ではこの問題を、周囲ないし「習律ゲマインシャフト」（ヴェーバー1990：59）とはどのようなものか、という形で論ずることにしよう。

## 2. 習律ゲマインシャフト

この問題を考える上で手がかりとなるのは、ヴェーバーが、習律の保障（非難など）の主体である、行為者の「特定の周囲」について加えている次のような説明である。

『「習律」の概念にとっては、われわれの概念規定からすれば、一定の種類の行為が一般に、たとえいかに多くの諸個人によってであろうと、『是認』され、反対の行為が『非難』されるということだけでは十分ではない。そうではなくて、行為者の『特定の周囲』——これはもちろん場所的周囲という意味ではない——において、そのような態度がとられる蓋然性が存在しているということが必要なのである。すなわち、この『周囲』を形成している当該範囲の人々を限界づける何らかのメルクマールが挙示され得なくてはならない。このメルクマールは、職業的 *beruflich*、血縁的 *verwandtschaftlich*、相隣的 *nachbarschaftlich*、身分的 *ständisch*、種族的 *ethnisch*、宗教的 *religiös*、政治的 *politisch* 或いはどのような性質のものであってもかまわないし、また〔周囲への〕所属はいかに不安定なものであってもかまわない。』（Weber 1976：190＝ヴェーバー1974：37-38）

よって以下の課題は、職業的、血縁的、相隣的、身分的、種族的、宗教的ないし政治的ゲマインシャフトが習律ゲマインシャフトたり得るしくみをヴェーバーの議論から明らかにするということになる。

なお、習俗の場合と同様に、契約当事者の一方

のみの所属する習律ゲマインシャフトが問題になる場合と、両当事者が共に所属する同一の習律ゲマインシャフトが問題になる場合とを理論的に区別することができるが、或る一定のゲマインシャフトはいかにして習律ゲマインシャフトたり得るか（一定のゲマインシャフトの参加者の行う「単なる非難」はなぜ有効か）という点に関心を絞る以下の行論では、この区別は中心的な重要性を持たない。ただし一方の契約当事者の所属する習律ゲマインシャフトの参加者が当該当事者に対して、契約の相手方がその習律ゲマインシャフトに所属しているか否かによって異なった働きかけをすること<sup>(12)</sup>があり得ると考えられる場合には、個別的にこの点に触れることにしよう。

周囲を限界づけるメルクマールとして例示的に列挙された七つのメルクマールのうち、以下ではまず、習律との関連がヴェーバーの論旨の上で明瞭な「相隣的」、「身分的」、「種族的」のメルクマールから検討していこう。

### ア. 相隣ゲマインシャフト *Nachbarschaftsgemeinschaft*

ヴェーバーは次のように言っている。

「われわれが『相隣関係 *Nachbarschaft*』として理解しようとするのは、その原生的形態、すなわち農村の集落の相隣関係によって基礎づけられた相隣関係だけでなく、全く一般的に、継続的ないし一時的な居住ないし逗留の空間的な近さによって基礎づけられたあらゆる相隣関係と、それによって生じた持続的ないし一過性の、利害状況の共同である。」（Weber 1976：215＝ヴェーバー1979：561）

相隣ゲマインシャフトにおいては参加者の集団は流動的であり（*ibid.*：217＝同書：563）、また相隣ゲマインシャフトの概念は指導者やまして管理幹部の存在を前提とするものではない。

相隣関係においては、労働力の特に切迫した必要のある場合には隣人が篤志労働 *Bittarbeit* によって援助するが（*ibid.*：216＝同書：562）、ヴェーバーは名望家ないし有力者に対する篤志労働を「純粋に習律的な *rein konventionell*」と呼ん



でいる (ibid. = 同書 : 563, なお同箇所の叙述はこのような労働が習俗であることも、また法によって保障されるようになることもあるとヴェーバーが考えていることを示唆する)。しかし、習律によって保障されている篤志労働を名望家・有力者に対するそれに限定する趣旨ではないであろうし、さらに篤志労働だけでなく消費貸借や使用貸借、交換 (ibid. : 216 = 同書 : 562 参照) なども習律によって保障されていると推測できよう。

相隣関係における習律を内的に保障し、或いはその違反に対する非難の理由となるのは、利害の共通性・相互性を基礎とする、次のような倫理である。

「隣人は苦境における援助者の典型であり、それゆえ『相隣関係』は語の確かにまったく冷静で非情緒的な、主に経済倫理的な wirtschaftsethisch 意味における『友愛 Brüderlichkeit』の担い手である。……彼らの間では、世界中のまったく非感傷的な unsentimental 民衆倫理の次のような原生的な原則からする援助が行われる。すなわち、『あなたが私に対してするように私もあなたに対してする』という原則である (無利子消費貸借のローマにおける名『mutuum』はこのことをちゃんと示している)。というのも、何人も苦境において他者の援助を必要とする状況に立ち至り得るからである。」 (ibid. = 同所)

この「友愛」こそが相隣ゲマインシャフトに本質的・特徴的な行為である。

「しかしその [= 相隣ゲマインシャフトの] 本質上固有の特徴的なゲマインシャフト行為は、困窮時における、その特徴的な諸帰結を伴った、あの冷静で経済的な『友愛』のみである。」 (ibid. : 217-8 = 同書 : 565)

ヴェーバーが、「しかし『習律』が存在しているという状況は、法強制装置の存在に比べて、個人が無数の生活諸関係において彼の周囲のまったく自発的な、いかなる種類の此岸的或いは彼岸の権威によっても保障されていない親切 Entgegenkommen に依存しているということからして、ますますもって個々人の行動に対して遙かに規定的

になり得るのである。」 (ibid. : 187 = ヴェーバー 1974 : 31) という時に第一に念頭に置いているのは、相隣関係における習律であろう。お互いに空間的に接近している人々が或る種の利害を共通にするということは言うまでもないが、「空間的な近さ」は、「現代の都市における関係」に見られるように、友愛という意味での相隣ゲマインシャフト行為が存在するための十分条件ではなく、農村の原生的な相隣関係におけるように「交通技術の未発達」によっても規定された条件であると思われる。従って私は、「友愛」の基礎は空間的な近さであるよりも利害の共通性・相互性であると考ええる。以上を標語的にまとめて言えば、相隣関係は、利害の共通性・相互性に基礎を置く非感傷的な友愛の関係である。

このような相隣ゲマインシャフトからの非難によって履行が保障されるような契約の当事者は、その保障が利害の共通性・相互性にその基礎を持っているために、双方とも当該相隣ゲマインシャフトの参与者でなくてはならないであろう (後にヴェーバーが相隣団体 Nachbarschaftsverband における友愛倫理を対内道徳と対外道徳との二元論として特徴づけることになるのは、このことと無関係ではないであろう。なおこの点は後にも触れる)。

#### イ. 身分 Stände

身分も通常はゲマインシャフトであるが、不定形な性質のゲマインシャフトであることがしばしばである (ibid. : 534)。ヴェーバーは次のように定義する。

「『身分状況』とは、人間の生活条件 Lebensschicksal の諸要素のうち、多くの人の何らかの共通の特徴に結びついている『名誉 Ehre』の、積極的或いは消極的な特定の社会的評価によって条件づけられた、類型的な要素の全てを指す。」 (ibid.)

身分状況は「生活態度 Lebensführung」のあり方にもとづいている。

「……身分的名誉は通常、とりわけ、その集団 [= 身分] に所属しようとする者全てに対して特定の種類の生活態度が要求されるということに現

れる。」(ibid.: 535)

或る身分、特に積極的な特権を与えられた身分に所属する者は、特定の生活態度を習律として遵守しなければならない。

「……『生活態度』が身分的『名誉』に対して持つ規定的な役割からして、必然的に、『身分』はあらゆる『習律』の特異な担い手であるということになる。生活の『様式化 Stilisierung』は全て、それがどのような姿で現れるにせよ、身分的な起源を持つものであるか、そうでなければ身分によって保持されるものである。身分的習律の諸原理は、非常に多様であるにもかかわらず、ことに最高の特権を与えられた階層にあっては、或る典型的な特徴を示す。身分的に特権を与えられたグループが通常的肉体労働に従事する資格を身分的に奪われるということは、全く普遍的に見られることである……。」(ibid.: 537, なお ibid.: 538, ヴェーバー1970: 214-5 参照)

このような名誉と習律との関連は、「名誉法典 Ehrenkodex」という語に端的に表現されている<sup>(13)</sup>。また、「流行 Mode は習律に近い、なぜなら流行は(大抵の)習律と同じく身分的な威信関心 Prestigeinteressen から生ずるから。」(ibid.: I.1.4.1)と言われる場合の「威信」は、ここでの名誉とほぼ同義であろう(なお流行と身分につき、ibid.: 535参照)。そして身分への参加者は、生活態度ないし習律を教育によって身につける<sup>(14)</sup>。

身分への参加者において、習律を内的に保障し或いはその違反を非難させる動機ないし理由となるのは、「名誉」感情或いは「身分倫理」である。

なお、身分の中には職業身分 Berufsstände や政治的身分 politische Stände と呼ばれるものがある(ヴェーバー1970: 216)。従って、ヴェーバーが周囲を限界づけるメルクマールとして挙げた「職業的」・「政治的」は、部分的には「身分的」と重なるであろう(このことが意味するのは、「職業的」ないし「政治的」性質を持った周囲による習律の保障は「名誉」に基づくことがある、ということである)。

「身分習律 Standeskonzvention」が違反された

場合には、身分仲間 Standesgenossen から非難される。しかし、或る身分の参加者が行った契約の相手方当事者が当該身分の参加者であるかどうかによって、その契約がその身分習律によって保障されるか否かは、単に身分習律ということのみからは一義的には決まらない。

例えばインドにおいては、ヴェーバーによれば、身分的区別は習律的・法的のみならず儀礼的 rituell にも保障されて、閉鎖的なカーストへと発展していたが(ibid.: 536)、カーストの職業倫理は、手工業生産の分野では、製品が完璧に非の打ちどころのない品質を具えることを要求した。

「カースト倫理が理想化するのには、職人仕事の『精神』である。すなわち、金銭において判定される経済的収益とか合理的な労働行使のうちに証示される合理的技術の奇跡とかに対する誇りではなく、製品の美しさや良さのうちに証示される、生産者の個人的 persönlich, 達人的, カースト的な熟練に対する誇りを理想化するのである。」(ibid.: 266=ヴェーバー1976: 58-9)この場合、少なくとも製品の品質の面で契約の履行を保障し得るのはカースト倫理(一種の身分倫理)であるが、そのような保障は、この契約の相手方当事者が当該身分(カースト)の参加者であるかどうかということとは無関係に存在するであろう。

他方でヴェーバーは、次のように言っている。

「ところで、身分習律は、経験的には諒解によって義務づけられているものとして妥当するわけではないような事実上の帰結を、構成員の行動に対して惹起しかねない。たとえば封建的習律は、商取引は反倫理的なものだという見解を生じさせ、その結果として、商人と取引しする際の自らの適法性 Legalität<sup>(15)</sup>の程度を低下させることがあるのである。」(ヴェーバー1990: 94-5)

この場合には、商人以外の人との契約については別論<sup>(16)</sup>、身分習律ゲマインシャフトの参加者(封臣・封主)の非参加者たる商人との契約における参加者の側の履行を、当該身分習律は保障しない(或いはそれ以上の影響を及ぼす)と言える。

しかしこれと異なって、封建的習律が契約の履

行を保障することがあるという見方が日本の侍（政治的・封建的身分としての日本の侍につきヴェーバー1962a：388-9）について時として提示されているのは周知の通りであり、川島氏もその見方をとる。川島氏は『福翁自伝』を引きつつ、次のように言う。

「もっとも、侍階級においては、契約の成立がきわめて明確且つ確定的なものとして意識されていたことが、福沢諭吉『福翁自伝』によって記録されている。福沢は維新直後に東京芝の屋敷を三五〇両で買ったが、〔中略——越智〕福沢は期日に代金の支払に赴いた。当時東京は国内戦争で、家屋は何時焼きはらわれるかわからぬ状態であったが、福沢は約束を忠実に守った。『仮令ひ約条書がなからうと、人と人と話したのが何寄の証拠だ。売買の約束をした以上は当然に金を払はぬこそ大きな間違ひだ、何でも払はんければならぬ。……是れは矢張り昔の武家根性で、金銭の損得に心を動かすは卑劣だ、気が緩えると云ふやうな事を思たものと見えます』と彼は説明している（岩波文庫版、三一七-三二一頁）。すなわち、信義を重んじ、約束した以上確定的に拘束されるということ、約束の拘束力は金銭上の損得についての考慮によって侵されてはならないということ、が武士の規範意識であった、というのが右の説明である。」（川島1967：99-100、下線部は原文では川島氏による傍点）

この福沢の態度を彼の儒教道徳的教養によって説明する見方もあるが（道田1987：165-6）、ヴェーバーの見方から解釈すれば、「〔最も高い特権を与えられた階層については〕極めてしばしば、あらゆる合理的な営利活動、とりわけまた『企業家活動』はそのような身分に属する資格を剝奪するものと見なされ……」（Weber 1976：537）という典型的な特徴が表れた1ケースということになる（野田1986：79の解釈も同旨と思われる）。

#### ウ. 種族的集団 ethnische Gruppe

ヴェーバーは『経済と社会』において、「種族的ゲマインシャフト関係」に関して10頁余りを割いており、彼の理論については、「ウェーバーは、種

族的共同関係に着目することにより、同時代の学者が前近代的なものとしてしばしば切り捨ててきたいわゆる民族の問題を、近代-現代社会の一つの基底構成要因として、真正面から論ずる道をきりひらいたのである。」（厚東1979：76）といった積極的な評価もなされている。しかしヴェーバー自身は、厳密な社会学的研究における「種族的」の概念の有用性に甚だ懐疑的である。「これを要するに、われわれは、『種族的に』条件づけられたゲマインシャフト行為の中に、真に精密な社会学的考察——ここではまったく試みないような——なら慎重に区別すべきであろう諸々の現象がひとまとめにされているのを見出す。……〔それらが個々に区別されて研究される際には、〕『種族的』なる集合概念はきつとすっかり放棄されるであろう。」

（ibid.：241-2）本稿ではヴェーバーの種族的集団の理論そのものを検討することはできない（ヴェーバーのエスニシティ理論の検討・評価としては、Jackson 1991〔1982/3〕を参照）。従って、種族的集団ないしゲマインシャフトとはいかなる概念か、ということは以下では副次的な関心事にとどまり、むしろ、種族的集団と習律との関連づけがヴェーバーによって身分におけるとパラレルな形でなされているという、或るタイプの習律の形成・存続のメカニズムについての彼の発想の型を再確認する、ということが専らの中心的な関心事である。

種族的集団をヴェーバーは大略次のように定義している（ibid.：237）。外面的な容姿 Habitus 或いは習俗或いはそのどちらもの類似性、または植民や移動の記憶にもとづいて、血統の共通性 Abstammungsgemeinsamkeit への主観的な信念を抱いているような人間集団で、氏族 Sippe ではないものを、種族的集団と呼ぶ。そのような人間集団は、氏族とちがってそれ自体としてはゲマインシャフトではないが<sup>(17)</sup>、あらゆる極めてさまざまな、とりわけ政治的なゲマインシャフト関係（「部族 Stamm」や「民族 Voik」など）の形成を容易にする。他方で、まず何よりも政治的ゲマインシャフトは、種族的共通性の信念を呼び起こし、自ら

が解体してからもそれを後に残すことが多い。

種族的ゲマインシャフトの感情を生み出すものとしては、言語や宗教的信念などの相違点の外に、とくに、日常の生活態度のなかの目につく違いがある (ibid.: 238)<sup>(18)</sup>。

「種族的な親近性の信念〔の形成〕においては、経済的な生活態度上の確かに強力な相違点の外に、〔経済的な生活態度の相違点が〕外部に反映された相違点、例えば典型的な衣裳、典型的な居住および食事の仕方、両性間および自由人と不自由人との間の通常に分業の仕方——つまり、何が『礼儀にかなっている schicklich』と見なされるか、そしてとりわけ、個人の名誉感情、品位感情に関わるのは何かということがそれについて問題になるような全てのこと——が役割を果たした。」(ibid.: 239)

「『種族的』名誉は独特の大衆的名誉である、なぜならそれは、主観的に信じられた血統ゲマインシャフトに所属する者なら誰にでも手の届くものだから。」(ibid.)

種族的集団におけるこのような、生活態度とそれに結びついた名誉感情という図式は、ヴェーバー自身述べるように身分におけると共通している。種族的集団が習律の保障主体になるとすれば、それは身分と同じようにしてであろう<sup>(19)</sup>。

「それゆえ種族的な〔=種族的ゲマインシャフト相互の〕反感は、『礼儀正しさ Schicklichkeit』の諸観念の、考え得るあらゆる相違に固執し、それを『種族的習律』にする。これまでに述べてきた、経済秩序とそれでもまだより密接な関連のあるあのような諸要素と並んで、例えば髭の形や髪型や、そういった類いの諸要素までが、習律化 Konventionalisierung——この概念については他所で説明する——に巻きこまれる。このような諸要素における対立は『種族的な』反感を起こさせるように作用する。というのはそういった対立は或る種族に所属していることの象徴と見なされるからである。」(ibid.)

以上のようなしくみは、次のように、より一般的な形で述べられている。

「『習俗』におけるあらゆる相違は、その担い手たちの特別の『名誉』感情や『品位』感情を育むことがある。生活習慣 Lebensgepflogenheiten の諸々の差異を生み出した原初的な動因は忘れられ、対照は『習律』として更に存続してゆく。」(ibid.: 236)単に、習俗に拘束性の観念が結びついてきて習律へと移行する、という一般的な説明(ヴェーバー1974: 31-2)よりも立ち入った、習律の或る特殊の形成のされ方がここには述べられている。

以上、「相隣的」、「身分的」、「種族的」の三つのメルクマールについて、それらと習律との関係を概観した。また、イ. 身分において「政治的」および「職業的」、ウ. 種族的集団において「政治的」の、二つのメルクマールに触れた。以下では、これまで触れなかった「血縁的」、「宗教的」のメルクマールと習律との関係を見てみよう。

#### エ. 血縁関係 Verwandtschaft

「血縁関係」そのものはヴェーバーによって主題的に論じられていないように思われるが、彼の論じている諸々のゲマインシャフトのうち、家 Haus ゲマインシャフトおよび氏族 Sippe ゲマインシャフト(そして或いは本稿では先に触れた種族的集団も)は、恐らく血縁関係に含まれると考えてよいであろう。尤も、家ゲマインシャフトおよび氏族ゲマインシャフトについてのヴェーバーの所論は、既述の場合と違って、それらと習律との関連——それらがいかにして習律秩序の担い手になるか——を直接的には殆ど全く示さない。

さて、家ゲマインシャフトは、基本的には両親関係および子供関係 Eltern-und Kindesverhältnisse に基づいているが、孫や兄弟や従兄弟 Vetter, さらに非血縁者 Blutsfremde を含むこともある (ibid.: 219=ヴェーバー1979: 568)。しかしさらに家ゲマインシャフトは、次のようにして、家ゲマインシャフトの外部のゲマインシャフトの基礎をなすことがある。

「家ゲマインシャフトは、ピエテートと権威 Autorität との——すなわち家ゲマインシャフトの外部の数多くの人間 menschlich ゲマインシャフトの基盤の——原生的な基礎である。『権威』と

は、1. より強い者、2. 経験のより豊かな者の権威である。すなわち、妻や子供に対する夫の、戦闘能力や労働能力のない者に対する戦闘能力や労働能力を持つ者の、子供に対する大人の、若年者に対する高齢者の権威である。『ピエテート』には、権威保持者に対する権威服属者のピエテートもあれば、彼ら相互の間のピエテートもある。ピエテートは、祖先に対するピエテートとして宗教的關係へと広がってゆくし、家産制官吏、従士、封臣のピエテートとして、原生的には家的性格を持ったこれらの諸關係に広がってゆく。家ゲマインシャフトが、経済的および人的に *persönlich*, その『純粋な』……形態において意味しているのは、強度に人的なピエテート關係にもとづいた不壊の団結としての、外に対する連帯と、内に対する日用財の共産制的な使用・消費ゲマインシャフト(家共産制)とである。(ibid.: 214=ヴェーバー 1979: 558)

家共産制の原則とは、「『貸し借りの清算 *abrechnen*』は行わず、個々人はその力に応じて寄与しその必要に応じて享受する(財の貯えが十分である限り)」というものである(ibid.=同書: 559)。

権威とピエテート(恭順)とは相補的なものであるが、「名望家」の権威はピエテートでなく名譽にもとづく(ヴェーバー1960: 149)、とされているので、家ゲマインシャフトにおける特徴的ないし本質的な關係を以下では重点的にピエテート關係と呼ぶことにしよう。

さて、ピエテートと習律とはどのような関連にあるか。

ヴェーバーがピエテート(關係)と言う場合、最もしばしば考えられているのは権威保持者に対する権威服属者のピエテートであるようだが、上述の定義的説明も示す通り、逆の、つまり権威保持者から権威服属者へのピエテートもある<sup>(20)</sup>。尤もその意味するところが権威保持者の恩寵なのか、或いは「伝統」に対する権威保持者のピエテート——これはもはや人的なピエテートとは言えないように思われる——によって権威服属者に対する

彼の行為が規定されるということなのか(同書: 146-7)、判断できない。以下では専ら、権威保持者に対する権威服属者のピエテートを念頭に置くことにする。

権威保持者と権威服属者との間の契約(そもそもそのような關係を新たに作り出す契約——ヴェーバーの言う「兄弟契約」〔ヴェーバー1974: 122〕の一種——も含めて)の、少なくとも権威服属者の側の履行は、権威保持者による非難によって保障される<sup>(21)</sup>。尤もこのような契約は、権威服属者に対する権威保持者の端的な「支配」(ヴェーバーにおけるこの概念については本章第3節参照)と連続しているであろう。権威服属者と第三者——同一の権威保持者に服する他の権威服属者であれそれ以外の人であれ——との契約における権威服属者の側の履行も、同様の保障を受ける可能性はある。とくに、仲介者・立会人・保証人などの形で権威保持者が契約に関与した場合には、その可能性は高まると思われる<sup>(22)</sup>。しかし、前者の場合の契約(それがいかなる内容のものであれ)を権威服属者が履行するということは、ピエテート關係の意味に従えば、彼のピエテートの要素をなすと考えられるであろうのに対して、後者の場合の契約においてはその不履行が、前者におけると同じ意味で当然に「ピエテート義務」の違反になるという訳ではない。

他方、同一の権威保持者に共に服属する人々の間に、ピエテート關係にもとづいて契約の履行を保障するような關係が仮に存在し得るとしても、それは当該の権威保持者の権威を経由した關係としてのみ可能であろう。これが本稿の文脈でより具体的に意味するのは、次のことである。まず、共通の権威保持者に対する或る権威服属者の契約不履行に対しては、他の権威服属者は、そのような不履行が共通の権威保持者の権威を傷つけるものであるとの理由から非難を行い、当該不履行者は、自らの不履行が自ら帰依する(べきものとされる)権威を傷つけることを指摘されることにより、履行へと促される。次に、同一の権威に服する人々の間の契約においては、他の権威服属者(契

約の相手方当事者のみの場合も含む)は、契約当事者は双方とも同一の権威保持者にピエテート関係によって結び付けられているのであって、そのような契約当事者をないがしろにして契約を履行しないことは同時に共通の権威保持者をもないがしろにすることになる、という理由で非難を行うことになる。最後に、或る権威服属者と、彼と同一の権威保持者に服しない人との契約においては、他の権威服属者は、その権威服属者の契約不履行が、彼がピエテート関係によって結び付けられている権威保持者の権威をおとしめる(例えば権威保持者の社会的「名誉」を失墜させる)と考えられる限りで、その理由から非難を行う。一般的に言って、第1のケースよりも第2のケース、また第2のケースよりも第3のケースの方が、周囲からの実効的な非難のなされるチャンスが小さいと考えられる。しかし、三つのケースのいずれにおいても、非難は権威保持者の権威を経由しており、従って、非難される権威服属者が、自分と権威保持者との何らかの客観的・主観的な関係からして非難に根拠がない(不履行は権威をそこなわない)と信ずるときは、もとより非難は実効力を持たない。なお付言すれば、共に同一の権威に服属する者としての言わば連帯感、ピエテート関係の概念に前提されていることでもないし、現実にも必ず生じるものでもない<sup>(23)</sup>。

以上を要するに、とくに権威保持者に対する権威服属者のピエテートに限って言えば、習律を保障する非難が権威服属者に対して加えられ、またそれが有効であるのは、それが彼の内面的に帰依する(べきものとされる)権威にもとづく非難、或いはそのような権威を経由してなされる非難であるからであり、またその限りにおいてである(従って例えば権威保持者がその権威を失うときは、ピエテートにもとづくゲマインシャフト関係は存在しなくなり、従って習律的保障もあり得ない)。その際、習律的非難によって最も良く保障されるのは、恐らくは権威保持者と権威服属者との間の契約における権威服属者の側の履行である。

なお、ヴェーバーによればピエテート関係は感

情的な *affektuell* 関係である(Weber 1976: I.1.3.6)。その点で(相隣ゲマインシャフトにおける)友愛の関係と区別されるであろう<sup>(24)</sup>。相隣関係においては、たとえ大まかにではあれ、冷静な損得の勘定がなされているからである。尤も、ピエテート関係と友愛の関係との間は流動的であろう。それは一つには、ピエテート関係においても利益の共同(相互性ではなく)が存在し得るからである(家共産制など)<sup>(25)</sup>。

このこととの関連で付言するならば、ピエテートと相隣ゲマインシャフトにおける友愛との近さは、後にはそれらが共にヴェーバーによって、対外道徳と対比されたものとしての対内道徳の問題として把握されているということにも現れる。『経済と社会』においては対外道徳・対内道徳の問題は「二重道徳 *doppelte Moral*」の問題として論じられているが(ibid.: 369-70=ヴェーバー1976: 309-10)<sup>(26)</sup>、その際二重道徳はあらゆるゲマインシャフトの経済取引において原生的であるとされているけれども、賤民民族であったが故にユダヤ人の採らざるを得なかった態度として二重道徳が論じられる文脈であるために、それがピエテートや友愛ととくに関連づけられることはない<sup>(27)</sup>。しかし『中間考察』においては、相隣団体 *Nachbarschaftsverband* の友愛倫理が対外道徳・対内道徳の問題として論じられている(Weber 1916: 393 [1920: 542]=ヴェーバー1972: 110)。その際、対内道徳の素朴な相互主義 *die einfache Reziprozität* と言われているのは「あなたが私に対してするように私もあなたに対してする」という原則であり、この原則の経済面でのコロラリーとして挙げられているのは無償の使用貸借、無利子の消費貸借、無償の篤志労働等である。しかし「相隣団体」として例示されるのは、村・氏族・ツンフト・航海・狩猟および遠征ゲマインシャフトであり、それが『経済と社会』の相隣ゲマインシャフトに比べて、理論的であるよりは具体的な内容をより多く含んだ概念であることが知られる。このことと或いは対応してか、『経済史』においては、「内に向かつては伝統へと、また部族 *Stamm*

仲間・氏族仲間・家仲間に対するピエテート関係へと〔人々が〕拘束されていること、そしてそのようなピエテートの絆によって相互に結び付けられている人々の集団の内部での、抑制のない営利が排除されていること、すなわち対内道徳」(Weber 1923: 303-4 = ヴェーバー1955a: 240)と述べられており、こうしてピエテートも対内道徳・対外道徳の問題として論じられるようになるのである。このようにピエテートと友愛とは、対内道徳・対外道徳の観点からも近いものであるが、それらがこのような二元論に到るしくみは、少なくとも契約の履行に関しては上述のように異なっている。従って、主に『経済と社会』に依拠する本稿においては、ピエテートと友愛(むろんそれは一定の宗教的条件によって生じる普遍主義的な友愛ではないが)との区別を維持しなくてはならない。

氏族ゲマインシャフトについては問題がある。ヴェーバーによれば、氏族は、個々の構成員の安全と権利の妥当 Rechtsgeltung との保障であり、保護 Schutz ゲマインシャフトである(Weber 1976: 219-20 = ヴェーバー1979: 569-70)。氏族には必ずしも指導者は存在しないが(ibid.: I.1.12.1), そこにはピエテート関係は存在する。しかしその点では家ゲマインシャフトと同じである。だがヴェーバーは次のように言っている。

「氏族団体はあらゆる『誠実 Treue』の原生的な担い手である。友人関係 Freundesbeziehungen は原初的には人為的な血盟関係 Blutsbrüderschaften である。また封臣 Vasall は、現代の将校と同じく、ヘルの部下 Untergebene であるだけでなく、兄弟 Brüder, 戦友 Kameraden (元来は家仲間の義) でもある。」(ibid.: 219 = 同書: 569)

ヴェーバーは氏族との関連では誠実についての説明をこれ以上与えない。誠実とはどのようなものか、氏族がいかにしてその担い手になるのか、といったことは明らかでなく、まして誠実と習律との関係は全く判らない。友人関係や封臣についての言及が誠実関係の例示であるとするれば、「友人」或いは「部下であるだけでなく兄弟、戦友」

といった表現からして、権威保持者に対する権威服属者の関係が正面に出てくるピエテート関係と異なって、誠実関係においては、権威とは無縁の、相対的に水平的・相互的な関係が考えられているのかも知れないが、これも憶測の域を出ない。レーエン的封建制におけるヘルと封臣との誠実義務は双務的かつ明確に限定されている、と定義され(ヴェーバー1970: 106), ピエテート関係と区別されるが(ヴェーバー1962a: 289), その一方で、家産制官吏の「原理的には全面的なピエテート・誠実義務 Pietäts- und Treupflicht」(ヴェーバー1960: 199)等の、ピエテートと誠実との違いを分明ならざらしめる表現も用いられる。ピエテートと誠実とが相重なる時は誠実を独立に論ずる必要はないし、他方、ピエテートと区別されている上述の誠実は、身分的名誉にもとづくとしており(ヴェーバー1970: 106), とすれば独立に論ずる必要はやはりない。よって本稿では、氏族との関連における「誠実」には、これ以上格別の扱いをしないことにする。

#### オ. 宗教

宗教的ゲマインシャフトは、これまでに扱ってきた諸々のゲマインシャフトと重なることが多い。「ところで、個人的な行為の場合もそうであるが、いかなるゲマインシャフト行為であれ、その特別神を持たないものは存在しないし、またゲゼルシャフト関係が永続的に保証されていなくてはならない場合に特別神を必要としないものは存在しない。或る団体或いはゲゼルシャフト関係が常に、ただ一人の権力保有者の人的な優位 persönliche Machtstellung としてではなく一つの『団体』として現れる場合には、その団体或いはゲゼルシャフト関係はその特別の神を必要とする。」(Weber 1976: 252 = ヴェーバー1976: 22) また、ピエテート関係(同書: 262-3)や友愛の関係(同書: 263以下)はしばしば宗教によって保障される。

しかし、宗教的ゲマインシャフトによる保障は、秩序の内的な保障のうちの宗教的なそれ(Weber 1976: I.1.6)と関連して、次のような特徴的な性格を持つ。

「あらゆる歴史的経験から判断して、宗教的信念の強力な場合には、習律すなわち周囲の是認や非難から、周囲が是認し或いは非難する全ての行為は超感覚的な諸力もまたそれに報い或いはそれを罰するであろうという希望と観念とが発達してくる。さらに、適切な条件のある場合には、次のような考えが発達してくる。すなわち、〔当該行為に〕最も密接に関与した者だけでなく、彼の周囲もまた、その超感覚的な力の報復に苦しめられなくてはならないということもあり得る、だからこの周囲は、全ての個人によってあるいは団体の強制装置を通じて、〔行為者に〕反作用しなくてはならない、という考えである。」(ibid.: 189=ヴェーバー-1974: 35-6)

このようにして習律的保障は法的保障へと移行する(なお Radcliffe-Brown 1952: 208参照)。

ヴェーバーは、契約の宗教的保護に対して重要な意義を持った行為として、元来は呪術的な行為であった宣誓にとくに触れている(同書: 123)。尤もその文脈は習律にのみ限定されている訳ではない。

以上アないしオで、ヴェーバーが例示した七つのメルクマールに、一部については間接的にはあるが、触れた。その際、ヴェーバーの論ずる諸々のゲマインシャフトと習律との関連を確認する、という方法を採用した。しかしヴェーバーが明示したメルクマールはあくまで例であって、以上の作業によってゲマインシャフトと習律とのあり得べき関連が網羅されたとはむしろ言えない。この点を少しでも詰めるために、アないしオで触れたゲマインシャフトが『経済と社会』の中でどのように位置づけられているかということから見てみよう。

さて、しばしば問題になるヴェーバーのジーベック社宛て1913年12月30日付けの手紙で、彼は次のように言っている<sup>(28)</sup>。

「〔カール・〕ビュヒャー——『発展諸段階』<sup>(29)</sup>——は実際まったく不十分なので、私は、主要なゲマインシャフト諸形態を経済との関連に置く一

つの完結した理論および叙述を仕上げました。それは家族 Familie および家ゲマインシャフトから経営 Betrieb へ、氏族へ、種族的ゲマインシャフトへ、宗教へ(……)と到るもので、最後には一つの包括的な国家理論および支配の理論となるものです。」

これは『経済と社会』の旧稿に関わる言明であるとされている。この書簡といわゆる「1914年構成表」<sup>(30)</sup>とを考え合わせると、先にアないしオで見たのはそれぞれ、諸々の「主要なゲマインシャフト形態」のうちの一つであることが判る。或いは、『経済と社会』第2部第3章<sup>(31)</sup>の冒頭の2段落の射程の広さ——そこでヴェーバーは、ここで解明すべきは経済の「社会」との、すなわち諸々の人間 menschlich ゲマインシャフトの構造諸形式との関係であると言っており、1914年構成表の最後に位置づけられている「8. 支配」より前の部分を全て視野に入れているように思われる——からして、先にアないしオで見たのはすべて、同所で「われわれはむしろ……差し当たりわれわれの考察にとって最も重要なゲマインシャフトの諸種類の本質を簡単に確認することにする。」

(ibid.: 212=ヴェーバー-1979: 554) と言われている場合の「最も重要なゲマインシャフト」であると考えられる。

従って本稿ではなお少なくとも、上記書簡には述べられていないが1914年構成表からして「主要なゲマインシャフト形態」の一つであると考えられるにも拘らず本稿で未だ触れなかった市場ゲマインシャフトと習律とに何らかの関連があるか、あるとすればいかなる関連かを確かめておかななくてはならない。

#### カ. 市場ゲマインシャフト Marktgemeinschaft

ヴェーバーは市場ゲマインシャフトを以下のように説明している (ibid.: 382-3)。

交換を希望する当事者の少なくとも一方が複数であって、交換のチャンスをめぐる競争していれば、「市場 Markt」について語るができる(ヴェーバーの用語法では交換 Tausch は物々交換に限られず、金銭による交換 Geldtausch も



含む概念である)。市場に特徴的な現象、すなわち「値切り交渉 Feilschen」が完全に発達し得るためには、交換希望者たちは一箇所に集まっていなくてはならないが、尤もそれは市場の形成の最も首尾一貫した形態であるに過ぎない。現実に行われる交換は交換の相手方とのゲゼルシャフト関係形成であるから、社会学的に見れば市場は、合理的なゲゼルシャフト関係の並存・継起である。しかし市場における交換行為は、当該交換の相手方の行為だけではなくて潜在的な交換利害関係者すべての行為にも方向づけられているので(値切り交渉、貨幣の使用)<sup>(32)</sup>、その意味でゲメインシャフト行為でもある。

市場における交換行為は交換財に対する利害関心にのみ方向づけられており、物 Sache だけを顧慮して人 Person、友愛義務およびピエテート義務、諸々の人的 persönlich ゲメインシャフトが持っている原生的な人間関係を顧慮しない。これらを顧慮するあらゆる倫理にとって、利害の布置連関と独占状態とを利用し尽くし値切り交渉を伴う市場は、同胞 Brüder の間では許されない行為である。従って交換は最初は、相隣ゲメインシャフトおよびあらゆる人的団体の外部に向かって行われる。

以上のような言わば「無倫理的な anethisch」交換行為のみから市場が成るとどまるのであれば、それは本稿では本章第4節で利害関係として論じれば足りる。しかしヴェーバーは、市場ゲメインシャフトが習律ゲメインシャフトになる場合があると考えているように思われる。

「合理的な目的利害関心がとくに高度に市場のなり行きを規定する。そして、合理的な適法性、とりわけ一旦約束したことは形式的に固守するということが、交換の相手方に対して期待されまた市場倫理 Marktethik の内容をなす資質である。市場倫理はこの点については極めて厳しい考え方を教え込む。[たとえば取引所 Börse においては]合意は身ぶりでもって締結され、甚だ監督が及ばずまた証明も極めて難しいのであるが、それが破られるということは取引所の年報には殆ど例のな

いことである。」(ibid.: 383)

一般的に見て、事実の平面で妥当している倫理は全てその違反に対する非難の蓋然性によって、つまり習律的に広く保障されているのであるから(ibid.: I.1.6.4)、この「市場倫理」もまた習律によって保障を受ける可能性が高いであろう。だが、市場ゲメインシャフトが常に習律ゲメインシャフトである訳ではむろんない。では、市場ゲメインシャフトの参与者がいかなる社会関係にある場合に、「市場倫理」にもとづく習律によって契約(ないし交換)の履行が保障されることを当事者は期待できるのであろうか。この倫理は本稿の関心事たる契約の履行に直接に関わるものなので、少し立ち入って見ておこう。

ヴェーバーが市場ゲメインシャフトについて習律を明示的に論じている箇所を見出し得なかったため、以下は私の推論に拠ることになるが、ヴェーバーに基づいて考えるならば、市場ゲメインシャフトが習律ゲメインシャフトであり得るのは、差し当たり次の三つの場合であろう。

第1の場合。ヴェーバーは次のように言っている。

「というのも、永続的な顧客関係 feste Kundverhältnisse、従って、市場の倫理的な諸性質 ethische Marktqualitäten との関係でお互いを人的に評価するということと結びつく可能性のある顧客関係にもとづく交換関係は、無制約の値切りという[市場の]性格を極めて容易に再び捨て去ってしまうのであるが、それは、価格の変動とその時々の[利害の]布置連関の搾取とを、[交換当事者が]自分の利益になるように相対的に制限しようとしてのことなのである。」(ibid.: 383)

ここで言われている「市場の倫理的な諸性質」とは、単に約束をその通り守るということだけではなく、際限なく値切りの駆け引きをしない、とか、その時々を奇貨として利用し尽くすようなことをしない、といった内容をも含むものである。このような倫理の要求される社会関係は、交換当事者が、自己の一時的な利害ではなくて長期的な利害を考慮しながら、交換関係の存続に双

方の共通の利益を見出ししているような関係であるという点で、交換に関して「同胞の間では値切らない」という命題 (ibid.: 216=ヴェーバー 1979: 562-3) の妥当する相隣ゲマインシャフトにおける関係と共通している。従ってこの場合、市場ゲマインシャフトは、相隣ゲマインシャフトが習律ゲマインシャフトであり得ると同様に、従って「主に経済倫理的な意味における『友愛』」の関係として、習律ゲマインシャフトとなり得るのだと考えることができよう。とすれば、このようにして与えられる習律的保障の及ぶ範囲も、相隣ゲマインシャフトにおけると同じように限界づけられるであろう。

第2の場合。上記の引用の少し後で、ヴェーバーは次のように言っている。

「固定した、すなわち全ての買い手に対して等しい値段と、厳格な正直さ Reellität とは、中世における西洋の規制された局地的な相隣市場 Nachbarschaftsmärkte に、特徴的に高度にまた中近東および極東と対照的に、固有のものであるのみならず、更に、資本主義的な、詳しく言えば前期資本主義的な経済の特定の段階の前提でもありまた産物でもある。この段階がもはや存在しないところではそれらは存在しない。」 (ibid.: 383-4)

ここに言う「前期資本主義的な経済の特定の段階の前提」は、ヴェーバーによればプロテスタンティズムの倫理<sup>(33)</sup>によってもたらされたものであろう (大塚1969 [1944]: 452-4)。本稿ではこの問題にこれ以上立ち入ることはできないが、この場合は、市場ゲマインシャフトが(プロテスタンティズムの) 宗教的ゲマインシャフトでなくても、すなわち交換の相手方が同じ宗教的ゲマインシャフトに参加しているか否かに関わりなく、契約当事者は——本稿の文脈上習律に限定して言えば——宗教的習律によって自らの履行を促されることになる。「ともかく、歴史上、共同体によって基礎づけられた経済と倫理の二重構造、そうした内と外への経済と倫理の分裂が完全に揚棄されるにいたったのは、ヴェーバーによると、近世初期のヨーロッパの、とくに禁欲的プロテスタン

ティズムの信仰が支配する国々においてであった。」 (大塚1969 [1958]: 478)

第3の場合。先の引用文中に出てくる取引所において、契約が必ず履行されるということの理由を、ヴェーバーは『経済と社会』においてはまずは当事者の利害関心に求めている (ヴェーバー 1974: 47)。しかし、1894年の論文『取引所の目的と外的組織』においては、とくに取引所における契約の履行に関してという訳ではないが、彼はこれと別の見方を採っているように思われる。

「それゆえ、でたらめ Mißbräuche を防ぐ方策として、取引所調査委員会も提案しているように、〔取引人の〕身分仲間から構成される名誉法廷の導入ほど有効な方策はない。名誉法廷は、苦情が申し立てられる場合、身分仲間の取引実務を審査し、必要に応じて名誉罰、時には取引所からの追放を申し渡す。しかし実効的な『名誉法廷』は、共通のまた同種の名誉観念 Ehrbegriff が身分の内部に存在することを前提とする。このような前提はわが国には疑いもなく存在しないし、わが国の取引所の制度においては存在し得ない、というのもわが国の取引所は誰に対しても無差別にその扉を開放しているからである。」 (Weber 1924: 285=ヴェーバー1968: 46)

「わが国の取引所でもどこの国の取引所でも、重い財布が事実上支配しているし、それ以外ではあり得ない。だから重い財布に、形式の上でも〔取引所という〕場を委ね、要求される保証金の額を引き上げることによって取引所への入場を難しくすべきである。こうするからと言って大資本の地位を強める訳ではなく、それによって初めて監督が可能になるのであるし、また取引所においては何が取引上名誉にかなっている ehrbar のか否かについての統一的な考え方が初めて生じ得るのである。……重要なのは、あらゆる他の身分と同様にこの〔取引人の〕身分の持っている疑いのような名誉心 Ehrenhaftigkeit の諸要素に、その身分の考え方をこれまで以上に有効に働かせる可能性を与えるということなのである。」 (ibid.: 287=同書: 48)

この論文では明らかにヴェーバーは、「名譽法廷」による、従って法的な保障に的を絞って論じている。しかし、その身分に特徴的な名譽觀念を共有する身分仲間、という点に着目すれば、ヴェーバーの提案するあるべき取引所（それは彼によればイギリス型である）に参加する取引人の社会関係は、本稿で先に論じた、身分習律にもとづく習律的保障をも具えている可能性が高いと言える。更にこの場合、取引所への参加者は上の引用文の示すように制限されるけれども、取引所の外にいる人が取引所の中で行われる取引に参加するための仲介者たる「仲買人」もこれに含まれるから、取引人の身分習律による保障の及ぶ取引は、取引人相互の取引には限られない。

以上、ヴェーバーの中に手がかりを見出し得る限りで、市場における契約が習律的保障を受け得る三つの場合を概観した。尤も、三つとも習律的保障の基本的なしくみは本稿では既に他のゲマインシャフトについて見たものであり、とくに第2の場合の習律的保障は市場とは直接的な関連なくして存在し得るものである。市場ゲマインシャフトそのものは最も人的でない実際的な生活関係であるため(Weber 1976: 382)、何か他のゲマインシャフトの要素が付け加わらない限り、基本的には無倫理的な、従ってその意味で習律的保障を持たないゲマインシャフトであると言えよう。しかし、「諸事象 Vorgänge が規則的に繰り返される」という単なる事実が既に……極めて容易に、この種の事象に、何か規範的に命ぜられたものであるという威厳を与える」(ibid.: 191-2 = ヴェーバー1974: 44-5)という条件が市場の取引について成立するならば、習俗から生じたものとしての習律が市場ゲマインシャフトに存在することになる。いわゆる商慣習には、このようにして生じたと考えることができるものもあろう。

### 第3節 法 Recht

その経験的な妥当が外的に保障された秩序として、習律と並置される法は、その保障を次のような形で受ける。法の保障は「強制装置」の存在と

いう形を、すなわち、とくに秩序の実現のために前もって準備された強制手段(法強制)によって秩序を実現するために、とくに準備を整えている、一人または複数の人の存在という形をとる(ヴェーバー1974: 6)<sup>(34)</sup>。

法がこのような形での強制のチャンスを持ったものとして定義されることにより、法ないし法秩序は、法学的に考察された概念的・観念的に妥当する法秩序と区別され、現実的生起の次元で経済秩序などと相互作用を及ぼし合い得るものとなる(同書: 4, なお58以下参照)一方、その保障が強制装置によらない不定形なものである習律と区別される。尤も、習律から法への移行は現実にはまったく流動的である。

このように、法社会学は觀念の次元における法だけでなく事実の次元における法をも考察の対象とする(むろん觀念の次元における法を対象とするしかたは法学におけると異なる〔ヴェーバー1990: 39-40〕)べきであるとされることに対応して、ヴェーバーの法概念においては、さらに、強制装置が事実の次元における重み(ヴェーバー1974: 8)ないし社会的影響力の重要さ(同書: 20)を具えていることが法の存在の条件と考えられている。尤も、言うまでもなく、この点についての法の存否の一義的な基準がヴェーバーによって提示されているわけではない。

ここでの法強制の概念はかなり広く、民事における強制執行や刑罰の執行にはむろん限られない。例えば応訴強制なども含まれるであろうし、「河川が一定の水位を越えて増水した」というような場合にも、経験的に妥当している法命題によって、政治権力の特徴的な強制手段が、人や物に対して用いられる」(同書: 9)という例も挙げられている。この例は同時に、法秩序の概念もまたかなり広いものであることを窺わせる。

このような法は、個々人に、経済的財貨を自分の処分力のもとに保持する、或いは将来、一定の諸前提の下で経済的財貨に対する処分力を取得する、計算可能なチャンスを、与える可能性がある(同書: 18)<sup>(35)</sup>。このチャンスの提供のされ方は

二重の性格を持ち得る。この二重の性格は、法強制がその遵守を実現しようとする規範の妥当する意味のちがいによって区別される。すなわち、

(1) チャンスの提供が規範の経験的な妥当の単なる「反射的效果」である場合。この規範の、諒解にもとづいて妥当している意味は、個々人のために事実上彼に帰属するチャンスを保障するということではない(敢えて言えば『社会学の基礎概念』でいう「管理秩序 Verwaltungsordnung」<sup>(36)</sup>)。

(2) 規範の、諒解にもとづいて妥当している意味が、個々人のために事実上彼に帰属するチャンスを保障する、すなわち「主観的」権利を与えるということである場合。(同じく「規制秩序 Regulierungsordnung」<sup>(36)</sup>)

このような法の存在によって契約の履行が促される(或いはそのことを当事者に予想させる)<sup>(37)</sup>のような、契約当事者間および当事者と第三者との関係は、差し当たり殆ど同語反復であるが、法の担い手たる「団体」(同書:38)の強制装置の強制力が当事者に及ぶような関係である。

『社会学の基礎概念』において、ヴェーバーは「団体」を次のように定義している。

「外部に対して規制的に限界づけられ或いは閉鎖された社会的関係は、そこでの秩序の遵守が、一定の人々——指導者、そして場合によっては管理幹部 Verwaltungsstab (これが存在する場合にはそれは通常同時に代表権を持つ)——の、とくに秩序の遵守の実現を目指した行動によって保障される場合、団体と呼ばれる。」(ibid.: I.1.12)

ここで言う指導者ないし管理幹部は、秩序の実現を任とするという意味内容の共通性からして、先に見た強制装置と同じものであると考えられるので<sup>(38)</sup>、ここで定義されている団体を法の担い手たる団体と考えてよい<sup>(39)</sup>。

このような団体には、それが合理的(計画的)に制定された秩序を持つ場合に、本人が加入することによって参与者となった人に対してのみ秩序の妥当を要求する団体(結社 Verein)もあれば、当該の人が自ら加入したか、また秩序の制定に協力したかどうかに関係なく一定のメルクマールに

当てはまる全ての人に対して秩序が妥当することを要求する団体(アンシュタルト Anstalt)もある(ibid.: I.1.15)。或いは、妥当している秩序によって団体の成員が「支配」——挙示し得る人々が一定の内容の命令に服従するチャンス——の関係に服従している場合(支配団体, ibid.: I.1.16)に、その団体の存立とその団体の秩序の妥当とが、挙示し得る地理的領域の内部で、管理幹部による物理的強制の使用とその威嚇とによって継続的に保障されている団体(政治団体 politischer Verband)もあれば、その秩序が救済財 Heilsgüter<sup>(40)</sup>の施与或いは拒絶を通じた心理的強制によって保障される団体(教権制的団体 hierokratischer Verband)もある(ibid.: I.1.17)。

このように、ヴェーバーの言う法の担い手であり得る団体は非常に多様である。それらは相互に重なり合い、その法は場合によっては相互に衝突する(同書:20)。本章の第2節で見た諸々のゲマインシャフトの中には、このような団体であり得るものがあるということは、言うまでもない。

さてしかし、法の存在によって契約が履行されることを予想させるような契約当事者間および第三者と当事者との関係をより細かく検討するには、一旦ここで少し議論を戻して、ヴェーバーの法概念自体をより細かく検討しなくてはならない。ヴェーバーによれば、強制装置たる機関の行為のすべてが法強制である訳ではない。法強制と言えるのは、強制装置の行為のなかで、その妥当する意味が、秩序の遵守をもつばそれ自体として実現すること、すなわち純粹に形式的に formal, 秩序の遵守が拘束的に妥当するものとして要求されるがゆえに秩序の遵守を実現すること、合目的性の諸理由や或いはその他の実質的な material 諸条件を考慮して秩序の遵守を実現するのではないこと、であるような行為である(同書:7)。

このような限定は『社会学の基礎概念』には、少なくとも明示的には見られない(但し六本教授は、『社会学の基礎概念』における法の定義においてヴェーバーが「その目的のためにとくに備えられた人間の幹部によって」と述べている点に、法

強制の適用の条件——秩序の遵守をもっぱらそれ自体として実現すること——が示されている、と解する〔六本1971：43、下線部は原文では傍点〕。法概念の定義において法強制の概念にこのような限定が付されているのはなぜか。この問題はむろん、そもそもこの限定の意味するところは何かという問題とも相互に関連しているが、その意味自体必ずしも明瞭ではない。それは、強制装置の行為のうちで法強制でないもの、法強制と対比されるものがそこで明示されていないためでもある。

この点を考えるために、先に見た、経済的財貨に関するチャンスの個々人への与え方の二重の性格のうちの前者すなわち(1)を手がかりにしよう。(1)の場合においてはこのようなチャンスは規範の経験的な妥当の「反射的效果」である。反射的效果ないし反射については、『経済と社会』第2部第7章(「法社会学」)においてもしばしば論じられている。たとえば、

「しかし法の形成がちょうど反対の性格を持ち、すぐ上に用いた意味での『私』法を、今日では私法に属する広汎な領域においてまったく欠くということもあり得る。すなわちそれは、請求権 Anspruch を付与する客観的な法という性格をもつ全ての規範が欠けている場合、それゆえ、およそ全ての妥当している規範の複合体が法学的 juristisch には〔=本稿のここの文脈では、規範の諒解に基づいて妥当している意味によれば、と言い換えられるであろう——越智〕『レグルマン』の性格を持ち、従って全ての私的な利益が、保障された主観的な請求権としてではなく単にそのレグルマンの妥当の反射に過ぎぬものとして、保護のチャンスを持つ場合である。このような状態の及ぶ限り——そしてこの状態も決して全面的に支配したことはない——全ての法は管理=行政 Verwaltung の一つの目的、すなわち統治 Regierung へと解消する。」(ibid.: 388-9 = 同書: 71)

「法社会学」におけるヴェーバーの議論から、(1)の場合というのは、個々人の利益がレグルマンの反射として保護を受ける、狭義の、すなわ

ち統治としての管理=行政の場合であることが判る。そして、統治としての管理=行政と区別され対比されている法発見・法創造(同書: 72-3)が、恐らく、(1)と対比される(2)の場合に当たると考えてよいであろう。

さて、統治としての管理=行政についてヴェーバーは次のように言っている。

「しかしその〔=統治の〕特徴的な固有の本質は、積極的にはまさに次のことにある。すなわち、統治の目的は、妥当する客観的な法を、それがともかくそのようなものとして妥当しており既得権がそれにもとづいているというだけの理由から尊重し或いは実現するということのみではなく、他の、実質的な諸目的——その性格が政治的、道徳的、功利的或いはいかなるものであれ——を実現するということなのである。個人やその利益は『統治』にとっては、法学的な意味に従えば、基本的に対象なのであって、権利の主体 Rechtssubjekt なのではない。」(ibid.: 389 = 同書: 72-3)

このような統治は、先に見た限定された法強制の概念からすれば明らかに法強制ではない。にも拘らず、統治の反射として利益が保護を受けるということ(つまり(1)の場合)は、「或る秩序が『法秩序』として経験的に妥当していること」(同書: 18)の結果の1態様なのである。

以上のことから、本稿では以下のように解釈し整理する。ヴェーバーの法概念は、最広義における管理=行政の概念(同書: 72)とほぼ等しい<sup>(41)</sup>。そしてそのような法=行政の中には、法発見・法創造(いわば狭義の法)と、狭義の、すなわち統治としての管理=行政とがある。契約の履行の保障にとってはむろん狭義の法の方が重要である。ヴェーバーが法強制の概念に付した限定は、狭義の法(つまり(2)の場合)にのみ付されるべき限定が、何らかの理由でそれ以前のより一般的な法概念の定義の段階に紛れ込んだものである<sup>(42)</sup>。

本稿のようにヴェーバーの法概念を理解することができるとすれば、法的秩序と社会の秩序との関係という本稿の基本的な関心にとっては、

ヴェーバーの次のような見方が興味深いものとなる。

「既に見たように、消費貸借は、始源的には、常に困窮時における無利子の援助として、同胞 Brüder の間にのみ特有のものであった。従ってそのような消費貸借に対しては、同胞すなわち氏族仲間やギルド仲間、被護民関係<sup>(43)</sup>やその他のピエテート関係によって結ばれた人々の間におけると同様に、何らの訴えもあり得なかった。」(ibid.: 405=同書:131)

その理由は、同胞の間には、「相手方を裁判官の前に召喚し、また相手方に対して不利な証言をすることはできない」(同書:127)という根本規範があるからである。このような同胞の団体の内部においてもむろん紛争解決は行われ得るのであるから、ここで「訴え」或いは「裁判官」と言われているのは当然、同胞の関係の外部にある法に関するそれである。同胞の関係とは、本章の第2節で見た諸々のゲマインシャフト関係に即して言えば、何よりもまずピエテート関係であるし、また(無利子の消費貸借が言及されているように)相隣ゲマインシャフトにおける友愛の関係もそうであろう<sup>(44)</sup>。従って、ピエテート関係ないし友愛の関係にある契約両当事者は、その関係の外にある法(狭義の法であれ統治であれ)が相手方当事者の行為を自分の意図に対応するように規定することを予想し得ない。しかも、ピエテート関係にある当事者の場合には、その関係の内部に法が存在するとしてもそれは統治であり、従って当事者には主観的権利が与えられない。ピエテート関係内部には狭義の法が存在しないからである。彼は次のように言う。

「あらゆる『行政』の原始的な担い手は家支配である。家支配の原始的な無制約性においては、権力服属者は家長に対して主観的権利を持たず、また権力服属者に対する家長の行動にとっての客観的な規範は、せいぜいのところ、単に家長の行動の宗教的制約の他律的な反射としてのみ存在する。このことからして、一方では家ゲマインシャフト内部における、家長の原理的にはまったく無

制約の管理=行政と、他方では氏族間の、贖罪契約および証拠契約にもとづく仲裁手続とが並存しているということも、原始的な事態である。氏族間においてのみ『請求権』すなわち主観的権利についての交渉が行われ、判決が下されるのである。氏族間においてのみ——なぜかは後に見るであろう——確定した諸形式、期日、証拠規則、要するに『法学的な juristisch』取扱いの端緒が見られる。家長が彼の権力圏で行う手続は、これらのことについて何も知らない。家長の手続は、前者〔氏族間の仲裁手続〕が法発見の原始的形態であるのと同様に、『統治』の原始的形態である。」(ibid.: 389=同書:73-4)

#### 第4節 利害関心 Interesse

ヴェーバーは、「利害状況」による秩序の保障については『社会学の基礎概念』においても極めて一般的に触れているが(ibid.: I.1.6)、本稿の関心に即してより特定のには次のように言っている。

「債権関係や交換への参与者たちはそれぞれ、相手方当事者が自分の意図に対応するように行動するであろうという予想を抱いている。その際、そのような行動を保障し、命じ、強制装置或いは社会的非難を通じて強制するような、これら両当事者の外にある何らかの『秩序』が、概念上必ず存在しているわけではないし、また、何らかの規範を『拘束的』なものであると主観的に認めることや、相手方当事者がそう認めていると信じていることが、両当事者のもとで何らかの形で必ず前提とされているわけでもない。というのも、たとえば交換においては、交換する人は、自分との交換関係<sup>(45)</sup>が将来に互って継続することに対する相手方の利己的な利害関心が、約束 Versprechen を破ろうとする傾向を妨げる働きをするということを期待できるからである。」(ibid.: 192=同書:46-7, なお同書:51参照)

ヴェーバーは「『契約への適法性 Vertragslegalität』に対する自分自身の利害関心」(ibid.: 198=同書:63)といったより一般的な表現も用いているけれども、交換については、或る1回切り

の契約から生ずる利益に対する関心ではなく契約の継続・反復から生ずる利益に対する関心のみをとくに論じている。それは恐らく、前者は契約の履行の保障たり得ないからであろう。たとえば、1回切りの交換で、一方当事者のみが先に履行した場合、他の内的・外的な保障が全く存在しないとすると、その交換から生ずる利益だけでは先に履行を受けた当事者に自分の側の履行をさせる動機にはならない。尤も、契約関係が断絶することによって生ずる不利益ではなく、当該契約を履行しなかったために相手方から直接的にもたらされる不利益に、ヴェーバーがまったく触れないわけではない。彼が「被害者による非難の予想によってまた報復措置 Repressalien<sup>(46)</sup>の予想によって、すなわち習律によってまた利害状況によってのみ、外的に保障されている〔秩序〕」(ibid.: I.1.6.2) という場合の報復措置がそれである。しかしヴェーバーの重点は交換関係の断絶からの不利益にあり、本稿においても以下ではこちらを念頭に置く<sup>(47)</sup>。

このような利害関心が習律と区別されるのは、利害関心による保障の概念においては非難がその要素でないという点においてである（つまり履行者は非難をでなく自己の利害を考慮して履行する）。その点で利害関心は習俗と共通するが、「それはその意識性と内的な非拘束性において、身についた単なる『習俗』への順応による、いかなる種類の内的拘束に対しても、その対極をなす。」(ibid.: I.1.4.3)

また、ここで考えられている利害関心は、基本的には純粋に目的合理的なものであり (ibid., 同書: 39), 従ってその限りでは感情や価値と無縁であるが、しかし利害関心は以下のような場合には感情や価値と結びつき得ると思われる。

まず、ヴェーバーが重視した交換関係の継続に原因する場合。

「いかに目的合理的な、客観的に形成され目指された社会的行為（たとえば顧客関係 *Kundschaft*）であっても、全て、意図的に選ばれた *gewilkkürt* 目的を越え出る感情的価値を生み出すこと

がある。同じ人々の中の、当座の目的結社行為を越えた、すなわちかなり長く続くことを目指した社会的関係を形成するような、そして初めから具体的な個々の給付には限定されないような、あらゆるゲゼルシャフト関係は……、確かにきわめてさまざまな程度においてはあがあるが、何らかの形で、同様の傾向を持つ。」(ibid.: I.1.9.2)

このようにして「感情的価値」が生み出された場合には、利害関心はそれをも考慮することになる。

次に、利益——たとえ純粋に経済的な利益にせよ——が契約の反復そのものにあるというように当事者双方が考えている場合には、そこには先に相隣ゲマインシャフトについて見たと原理的に同じ条件（「利害状況の共同」）が成立しているから、当事者間の関係は相隣ゲマインシャフトにおけると同じ意味での「友愛」の関係となり、そこでは習律的な保障が働くようになるということもあり得よう。「或る秩序への、単に目的合理的にのみ動機づけられた方向づけから、〔秩序の〕正当性の信念への移行は、現実においては全く流動的である」(ibid.: I.1.5.2) から。この点については市場ゲマインシャフトに関する議論の中で既に触れた。

さて、このような利害関心が契約の履行をもたらす（ことを予想させる）ような当事者の関係はどのようなものか。利害関心は、これまで第1節ないし第3節において論じてきた要因によっては履行を予想し得ないような関係においても、唯一履行を保障し得るものである。従って原理的には、今まで述べてきたような意味での関係は必要ではない。

しかし、このような利害関心によって或る契約当事者甲の行為が規定されるという場合、問題になるのは、契約関係を継続するか断絶するかという相手方当事者乙の行為が方向づけられる秩序である。すなわち、契約の過程において甲が或る行為をした（しなかった）場合に甲との契約関係を継続或いは断絶するということと関連する、乙にとっての秩序である。従って、利害関心によって甲の行為が規定される場合には、甲と乙との関係

は、乙にとっての秩序が甲にとってもまた秩序であるかのような関係になる（同書：46-7参照）。

### 第5節 残された課題

契約当事者の行為を規定する社会の秩序と法的秩序との関係如何という本稿の基本的な問題関心からすれば、以上第2章で整理してきた枠組は、社会の秩序について複数の基本的類型を提示しているという点で有益であろう。いわゆる義理的秩序のような、一枚岩的な「日本人の契約意識」を構成すると、義理的秩序か法的秩序かという二者択一の問題になりかねない。契約当事者の行為を規定し得る社会関係の類型は複数であり、しかもそれらが同時に存在し得ると考える本章の枠組は、より柔軟な見方を可能にする。ただしこの場合、本稿のように用いた場合の、ヴェーバーのゲマインシャフト類型論の有効性の射程が問題になる。

更に、法的秩序と社会の秩序との関係については、ヴェーバーの枠組においては、法的秩序とピエテートないし友愛の秩序とが、上記のような意味で相互に相容れないものとされていることが注目に値する。しかし、なぜ相容れないのかをより立ち入って検討する必要がある。

しかし、第1章第1節で述べたように、本稿は契約に拘束力を付与する規範的な要因には立ち入らなかった。従って「契約は履行されるべきである」といった規範に関わる問題を扱うのには、本章の枠組は必ずしも適当ではない。たとえば、契約は初めは要物契約、要式契約および「血の契約 Blood Covenant」としてしか可能ではなく、要式契約を前提としてそこから諾成契約が発展し得た（デュルケム1974：216以下）といった契約（法）の発展の問題は、本章の枠組のような、契約当事者間および当事者と第三者との関係によって当事者の行為が規定される、という観点から論じ得るかどうかが疑わしい。この問題は第一次的には、契約当事者の行為を規定する秩序がどのようなものかではなく、どのような「契約」が考えられ得たかという問題だからである<sup>(48)</sup>（なおルーマン1977：91註17参照）。しかも本章の枠組は類型論的

であり、発展の問題と直接に関連づけられ得る訳ではない。また或いは、いかなる契約内容に強制保障が与えられるかそれとも与えられないか（契約自由の範囲）、という個々の法秩序の特徴に関する問題（ヴェーバー1974：110-1）も、本章の枠組では差し当たりすべて履行の法的保障としてしか扱えない。本章の枠組はむしろ、契約自由の範囲を外れた契約であっても履行されるのはどういう理由によるか、という問題を扱うのに適しているのである。契約に拘束力を付与する規範的要因の平面を、本稿で扱ったような社会的要因の平面と関連させつつ扱えるような経験的方法によって、本章の枠組は補われる必要がある。

### 註

- (1) 日本における契約を法社会学的に研究するためには契約に拘束力を付与する要因に注目すべきであるという見方は、既に、神島ほか1978：137以下や六本1991：72において提示されている。
- (2) 契約に関する川島氏の法社会学的理論の全体をここで整理し検討することは私の能力を超えているが、差し当たり『日本人の法意識』（川島1967）第4章にもとづいて日本における契約（ないし契約意識）に関する氏の理論をまとめるならば、それは以下の3点にまとめることができよう。すなわち、i 契約の成否の不確定性（拘束力の弱さ）、ii 契約の内容の不確定性（権利・義務のカテゴリーの欠如）、iii 日本における以上のような非近代的な契約関係は、契約当事者の間に非近代的な関係を形成し、それを強化する。この第3の点が本稿の主題に関係する。ちなみに、iの契約の拘束力の問題意識は、川島氏の理論の発展の中では、近代法における特殊資本制的・観念的な所有権の意識の、契約における表現たる *Pacta sunt servanda* の意識が日本に欠如している、というところに端を発しているように思われる（川島1946b：533-537、川島1949a：73註46）。このiの点に対する批判として星野1982がある。iiの契約内容の不確定性の問題意識は、日本の伝統的な社会関係（契約関係を含む）が「権利義務」関係ではないという戦前以来の川島氏の基本的な認識に、と



くに契約については日本における「封建的」契約がヨーロッパにおけるそれと異なって定量性を持っていないという認識(川島1949bなど)が付け加わって出てきたもののように思われる。このiiの点に関する実証的検討として太田1989がある。iiiについては本文で後述のように「日本社会の家族的構成」論がその根底にあるように思われる。

(3) 「債権者が債務者の信用能力を正しく予測し、したがって、債権者に信用を供与しようと決定させる理由と、債務者にその義務を履行させる理由とは完全に一致しているということは、通常、疑いのないところなのである。」(エールリッヒ1984:64)

(4) 従って、現実売買のような「双方の側における交換財の即時の占有引渡」(ヴェーバー1974:125)の形をとる契約は、本稿では中心的な関心の対象ではない。従ってまた担保をとって行われる契約も中心的な対象ではない(「債権に対する安全性をその地位からして十分に保証し得ないような人に対しては信用は供与されず、現金とか担保によって取引はなされるのである。」エールリッヒ1984:63)。少なくとも一方の履行が合意より後に行われる契約——「行為そのものを越えて将来を指し示すような、約束的 promissorisch 性格を持った」(ヴェーバー1974:126) 要素を含む契約——が中心的な対象となる。日本における不動産売買契約が現実の履行の形をとっている(将来の履行の約束でもって成立するとは考えられていない)実態につき、来栖1953(とくに754, 758頁)、座談会1974(3):32参照。

(5) 用益賃貸借契約における貸し主の行動に関するエールリッヒ1984:51-2参照。アメリカの実務家がアメリカ人に対して日本における契約について助言する文献(太田1989:209-10)が与える知識には、ここで言う習俗に関するものも含まれていると考えられる。

(6) 尤も Weber 1976:236の用語法では、習俗の習得が遺伝形質と区別された伝統と等置されているようであるが、いづれにしても本稿の文脈では決定的な違いは生じない。

(7) 第3文は、およそ習律は「強制」によって保障されていることを前提とするのか、それとも習律のな

かで「強制」によって保障されている部分にのみ関するものか。強制の社会学的構造において「のみ」区別される、という表現は、前者の解釈を支持するように思われる。

(8) 前者の説明における用語法に依るものとして、六本1972:165, Reh binder 1977:61。後者の説明における用語法に依るものとして、石部1973:85。なお塩原1974:196は「強制の社会学的構造」という語句の解釈を誤っているように思われる。

(9) たとえば、「罪に対する穏やかな強制の最初的手段として多くのゼクテで普通に行われている『兄弟的訓戒』も、——規則によって規整され人間幹部によって実行される場合には——法に属する。」(Weber 1976:I.1.6.2) という文から判断すると、強制であってしかも法でないものがあるということになる。

(10) すなわち、ヴェーバーの法概念にとって決定的なのは強制そのものではなく(「強制の手段は重要ではない」Weber 1976:I.1.6.2)、組織的な、強制装置による強制である。また、「習律が行為の規則性を支配するようになるやいなや……、われわれは『伝統』という言葉を使いたいと思う」(ヴェーバー1974:45) という意味における伝統について、ヴェーバーは、「行為の単に事実上の規則性、すなわち単なる『習俗』が、拘束力のある——最初は多くの場合心理的な強制によって保障された——「規範」の形式に転化してゆくのは、換言すれば伝統形成が行われてゆくのは、通常は、習律的な規則を媒介としてである。」(同書:44) と言っている。

(11) 習律概念との関連におけるヴェーバーの Mißbilligung は、確かに、Empörung, Entrüstung, Ärger, Lächerlichkeit および kritische Ablehnung と区別されかつ対照されて用いられているエールリッヒの Mißbilligung (Ehrlich 1913:132) よりは一般的な概念であろうから、「非難」でなくたとえば「不承認」と訳すこともできよう。しかし、少なくとも『社会学の基礎概念』においては、「習律的に、すなわち違反の非難とボイコットによって」(Weber 1976:I.1.6.4) という表現からして、Mißbilligung がボイコットの上位概念とされ

ているとは、確言できないように思われる。

- (12) このことは、当該習律ゲメインシャフトの行う非難が有効なものたり得ている基本的なしくみと、常に一定の関係を持つわけではない。たとえば身分、宗教的ゲメインシャフトなど。
- (13) 確かに身分については、とくにボイコットの行われる場合に習律と法との境界が流動的になるが (Weber 1976 : I.1.6.1), 世良晃志郎氏 (ヴェーバー1960 : 73訳註6) の言うようには、「名誉法典」が法にのみ限定されているようには思われない。ヴェーバー1974 : 22の用例は法に結びつくが、同書 : 36の用例は習律に結びつく。『社会学の基礎概念』(Weber 1976 : I.1.5.3) の、相矛盾する秩序が同時に妥当することがあるという説明における用例には、『理解社会学のカテゴリー』での同旨の説明においては「習律秩序」の語が対応している (ヴェーバー1990 : 57)。尤も身分的習律が名誉法典と言い得るほどに規範として定式化されてくれば、その規範に叶っているか否かが争われてその争いを決定する者 (法強制装置の重要な機能を担う者 = 「裁判官」, ヴェーバー1974 : 278) が登場すること (「名誉法廷」, 同書 : 23), 従って習律が法へと移行することが一層容易になるであろう (六本1986 : 106参照)。
- (14) 「われわれが身分状況と考えるのは、第一義的には特定の人間集団の生活態度の (従って大抵は彼らの教育の) あり方における相違によって条件づけられた、彼らが積極的或いは消極的な社会的名誉を獲得する蓋然性である。」(Weber 1920 : 273-4 = ヴェーバー1972 : 94)
- (15) 適法性 Legalität の概念についてはヴェーバー1990, とくに58, 92頁等を参照。要するに行為が秩序に合致しているということである。本文で言う適法性はむしろ身分習律に対するそれではないが、「法」に対するそれには限定されず、むしろ本稿の次註が示唆するように、契約における約束の内容という秩序に対するそれである。
- (16) 封建的身分習律ゲメインシャフトの参与者間の契約においても、身分習律は必ずしも契約当事者が契約を履行することを保障しない。「たとえば、

caveat emptor [買主が注意せよ] という命題が経験に照らして最もしばしば妥当するのは、封建諸層との取引, すなわち, たとえば, 将校なら誰でも知っているように, 騎兵隊の同僚の間での馬の売買においてなのである。」(Weber 1976 : 384) なお, このような身分的習律は, 商人の側にも取引における適法性の低下をもたらし得るとヴェーバーは考える。「王政復古以後の時代において, ヨーロッパの商人はしばしば, 中国の大商人とちがって日本の商人の『商業道徳 Geschäftsmoral が低い』ことを嘆いてきたが, そのような事実は, 事実が〔実際に〕そのようなものであった限りにおいて, 商業を騙し合いの1形式——ピスマルクの『誰が騙されるか Qui trompe-t-on?』が描き出しているような——とする普遍的な封建的評価から, 容易に説明されるかもしれない。」(Weber 1921 : 300, 参照ヴェーバー1962a : 315) なお, 幕末から明治中期頃まで日本に滞在した外国人の, 日本人の契約意識についての見方をごく簡略ながら紹介しているものとして星野1966 : 260註(7)。

- (17) 種族的共通性の信念と種族的ゲメインシャフトとの関連は, 次の引用文の「人種」を「種族」と読みかえることによって説明される。「或る『人種』成員の行動が何らかの点でいかに斉一であろうとも, その『人種』は, 人種の成員たちの行為が相互的な意味上の関連づけをもってなされてはじめて, われわれの定義による『人種ゲメインシャフト』となるのである。つまり『人種』が『人種ゲメインシャフト』になるための最低限の要件だけを挙げるならば, たとえば, その人種の成員たちが何らかの点で自分たちを『異人種』外界から『区別する』ということが, 当の人種の他の成員たちもまた (同じ様態・範囲においてではないにしても) 同様な区別を行っているという事実に関係づけられているという場合である。」(ヴェーバー1990 : 81-2)
- (18) Jackson 1991 [1982/3] : 286によれば, 共通点よりは相違点の方が種族的ゲメインシャフトの形成に与って力がある。
- (19) 身分と種族的ゲメインシャフトとが異なるのは, 「大衆的名誉」かどうかという点の他に, 次の点に

- においてである。「またすべての『種族的』対立の背後には、まったく当然のことながら、『選ばれた民』という思想が何らかの形で存在しているが、これは、水平的並立に移し変えられた、身分的分化の対応物であるに過ぎない……。」(Weber 1976: 239)
- (20) たとえば, gegenseitige Pietät des Herrschenden und Unterworfenen nach Art der Familie (Weber 1976: 361 [ヴェーバー1976: 290])。
- (21) 習律的非難は、限界事例においては被害者のみかなすものであっても構わない (Weber 1976: I.1.6.2)。
- (22) 西村信雄氏による1963年の調査によれば、身元保証人になる人は被傭者たる身元本人の「父、妻の父、伯父、実兄、義兄その他の親族」であることが非常に多いとのことであるが (西村1965: 191註4), 「身元保証人が身元本人の『近親』であることを要求(または、希望)している企業の方が、『近親』でないことを要求(または、希望)している企業よりも、圧倒的に多いという現象」(同書: 190註2, 下線部は原文では傍点) の一因には、使用者の側がこのようなピエテートにもとづく履行の保障の可能性を予想している、ということもあるのではなからうか。
- (23) 被護民や小作人 Kolonen の召集軍等 (ヴェーバー1962a: 387-9), ロマノフ朝ロシアの貴族 (ヴェーバー1960: 282以下) についてのヴェーバーの議論を参照。このような連帯感の存在はむしろ、彼によれば、身分的名誉に条件づけられている。
- (24) 青山秀夫氏は本稿と異なって、本文で先に述べた家共産制を友愛倫理と捉え、この友愛倫理が、家だけに留まることなく、薄められながらさまざまな地縁社会 (村落・氏族・部族・国家) へと拡大されると解釈する(青山1950: 224-5)。しかしヴェーバーは、友愛ないし友愛倫理を第一次的には相隣ゲマインシャフト行為との関係で捉えているように思われる。
- (25) ヴェーバーが、家産制的支配は相隣関係 (とくに有力者に対する篤志労働) から生じ得る (ヴェーバー1979: 563) とする一方で、家産制的支配が家父長制的支配の1特殊形態としてピエテート関係を基礎として生ずる (ヴェーバー1960: 154以下) とも考えていることは、ヴェーバーの枠組みにおける両関係の親近性を示している。
- (26) 『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』にも Außenmoral の語は用いられるが (Weber 1920: 43=ヴェーバー1955b: 53), この部分はこの論文の雑誌掲載 (Weber 1905: 20) の時にはなくて論集に編まれるときに書き加えられたものと思われる。
- (27) 尤も、「倫理的規範に縛られざる市場」は Außenmoral——「道德外」(大塚1969(1958): 477)——の行為であろうが、このようなものとしての市場は既に『経済と社会』においても、友愛およびピエテート義務 Brüderlichkeits- und Pietätspflichten と対立するものとして捉えられている (本文後述)。
- (28) Schluchter 1979: 123から引用した。中野1990: 157, 折原1992: 124がこの手紙に触れている。
- (29) Bücher et al. 1914のビュヒャー執筆部分は volkswirtschaftliche Entwicklungsstufen と題されているが、これを指すのであろう。
- (30) 『社会経済学要綱』第1巻第1編の初版(1914年)に、このシリーズ全体の内容の概略が掲げられている (Bücher et al. 1914: X-XIII)。中野1990: 153-4 にヴェーバーの執筆担当部分の概略の翻訳がある。
- (31) 第5版『経済と社会』では「経済との関係におけるゲマインシャフト関係およびゲゼルシャフト関係の諸類型」と題されている。内容的には1914年構成表における「2. 家ゲマインシャフト, オイコスならびに経営」および「3. 相隣団体, 氏族, ゲマインデ」にほぼ相当すると思われる。
- (32) 貨幣の使用がゲマインシャフト行為であることにつき、ヴェーバー1990: 77-79参照。
- (33) ヴェーバーはこの引用文の少し前で, honesty is the best policy という命題が経験的に妥当する範囲について、一般論として触れているが、この命題とプロテスタンティズムとの関連につき、ヴェーバー1962b: 158, 247および Weber 1920: 219参照。

- (34) これはヴェーバーが、(直接的に)保障された法の定義の中で強制装置の概念に与えている説明であるが、強制装置の概念そのものは間接的に保障された法の場合でも同じであると考えられる。なお、直接的に保障された法および間接的に保障された法は、本稿の文脈に合わせて例解すれば、それぞれ次のようなケースに当たるであろう。前者は、有効に締結された契約の履行が、合意内容およびそれを有効とする法秩序によって保障される場合であり、この時、一方当事者の不履行に対して相手方当事者が強制装置の発動を求めることにより、当該契約における法が実現される。後者は、たとえば契約自由の範囲を越えた契約は法秩序に照らして有効に成立せず、従ってその履行は強制装置によって保障されないが、そのような契約を行ったこと自体に対しては強制装置が何らの行為(たとえば処罰)もしない場合であり、この時、法がその履行を保障しないような契約が当事者間で合意され、当該法強制によらずして履行される、ということは妨げられない(その意味で「保障されていない法」である)。
- (35) 可能性(können)にとどまるのは、次の二つの理由によるであろう。1. ここまでで定義された法は神判や託宣を既に排除する概念ではない筈であるから、経済的な意味で常に計算可能であるとは言えない。2. 或る法強制の事実上の実効力は、個々の場合でさまざまであり得る。
- (36) 団体の秩序の実現に関連する管理幹部自身の行為、および管理幹部によって計画的に指導された、その意味が団体の秩序の実現の保障であるような、団体参加者の行為(たとえば納税、陪審員を務めること、兵役)を団体行為と呼ぶが(Weber 1976: I.1.12), そのような団体行為を規制する秩序が管理秩序であり、その他の社会的行為を規制しこの規制によって生じたチャンスを行為者に保障する秩序が規制秩序である( *ibid.*: I.1.14)。
- (37) ヴェーバーは次のように言っている。「それゆえ、或る物や人に対する事実上の処分力を持っている人は、法的保障によってその処分力の永続性に対する特別の確実性を獲得することになるし、何かを約束されている人は、合意が実際に履行されることに

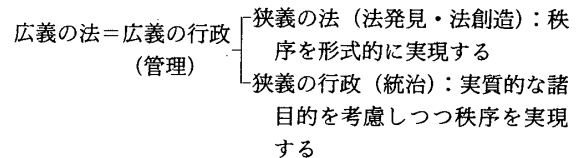
- 対する特別の確実性を獲得することになる。」(Weber 1976: 398=ヴェーバー1974: 108-9) 恐らくヴェーバーの枠組みからすれば、ここに言う「法的保障」の概念にとっては、その存在によって履行の確実性が高められるということが重要なのであり、それが法形式として債務の強制履行であるか、それとも債務不履行による損害賠償であるかは、決定的な区別ではない(むしろ契約債務の内容によっては後者のみが可能だが)、ということになる。
- (38) 尤も『社会学の基礎概念』には強制装置という語は用いられないようであり、逆に『経済と社会』第2部第1章には管理幹部という語は出てこないようである。また、管理幹部の概念は『支配の諸類型』において詳説されるものであるが、現時点で私がそこでのヴェーバーの議論を十分に把握しているとは言えない。しかし、少なくとも『社会学の基礎概念』に関する限り、ヴェーバーが法概念の定義の際に用いている表現——…, wenn sie äußerlich garantiert ist durch die Chance [des] (physischen oder psychischen) Zwanges durch ein auf Erzwingung der Innehaltung oder Ahndung der Verletzung gerichtetes Handeln eines eigens darauf eingestellten Stabes von Menschen. (Weber 1976: I.1.6, 下線部は原文ではゲシュペルト)——と、「団体」の秩序の保障について述べる際の表現——…, wenn die Innehaltung ihrer Ordnung garantiert wird durch das eigens auf deren Durchführung eingestellte Verhalten bestimmter Menschen:… ( *ibid.*: I.1.12) ——とが極めて似通っていることからして、少なくとも団体における指導者ないし管理幹部によって実現される秩序は「法秩序」であると考えて良いであろう(なおヴェーバーの Verwaltung 概念の広さにつき、世良氏によるヴェーバー1970: 17訳註1参照)。
- (39) 『社会学の基礎概念』においては、アンシュタルトと結社とは団体の下位概念として位置づけられている(Weber 1976: I.1.15)。『理解社会学のカテゴリー』においても団体、アンシュタルト、目的結社 Zweckverein が論じられているが、そこでは目

的結社の概念にとって強制装置（言わば管理幹部）の存在が必須のものとされており（ヴェーバー 1990：63），また団体は制定された秩序を欠くがアンシュタルトは意図的・人為的・合理的な秩序を具えるとされる（同書：110-1）点で，アンシュタルトおよび目的結社が団体の下位概念とは考えられていないから、『社会学の基礎概念』における用語法とずれる（中野1990：158-9参照）。『経済と社会』の旧稿では「アンシュタルト的目的団体」とか「政治団体のアンシュタルト的性格」とか「アンシュタルト的に組織された近代的な政治団体」といった表現が用いられており，これらはアンシュタルトが団体の下位概念であることを含意していると思われる。また，法の担い手たる「団体」と言われるものの秩序には合理的に制定された秩序はおよそ含まれないということは、『経済と社会』第2部第1章からは支持されないと思われる。従って本稿では基本的に『社会学の基礎概念』に依拠して「団体」を解釈する。

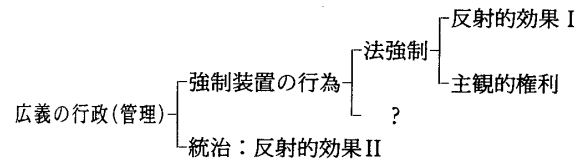
- (40) 救済財の概念については，ヴェーバー1972：52以下を参照。
- (41) 本文で先に見た，河川の増水に際して人や物に対して強制手段が用いられる場合においては，人は物と同じく対象であって，権利の主体ではない。また団体の管理（＝行政）幹部が強制装置に当たると考えられることも，ヴェーバーにおける法概念と管理＝行政概念の近さを示唆する。
- (42) ヴェーバーが法強制概念を限定する際に用いる言い回しと（2）の場合の説明に用いる言い回しとの類似——共に合目的性 Zweckmäßigkeit について触れていること，「秩序の遵守を，純粹に形式的に，それが拘束的に妥当するものとして要求されるがゆえに，実現すること」（ヴェーバー 1974：7）と「純粹に，〔法規範が〕『妥当している』ということの結果として〔援助がなされる〕」（同書：19）——はこのことを示唆する。ヴェーバーが「純粹に『家父長制的な』法行政 Rechtsverwaltung の場合には，事態はまったく逆である。ここでは『レグルマン』が支配している訳であるが，ここでもなおそもそも『法』を問題にし得るとしても，この法はまっ

たく非形式的 unformal なものである。」（Weber 1976：485＝同書：443）と述べる時，彼はレグルマンに関して「法」を語るのに消極的であるが，このような「法」の概念が「法」強制の定義に混入したと考えられる。

なお本稿の解釈を整理すると以下のようなになる。



原文で法強制に付せられた限定を維持するならば，以下のように整理できよう。



- (43) 被護民関係につきヴェーバー1965：322，またギルドにつきヴェーバー1974：24および世良氏による同所の訳註（八）をも参照。
- (44) 相隣ゲマインシャフトにおける友愛の関係も，その外部の法の使用を阻止し得る。たとえばフラーは，近所同士の農民が，お互い必要の際には助力し合って長期的には相互の寄与がだいたい等しくなっているという関係にある場合に，彼らの中で明示的な契約を結ぼうと主張することは「親しい隣人の間になくなくてはならない関係に害を与える不信を意味するであろう。」と言っている（Fuller 1981：181）。またマコーレイ教授は，契約紛争はしばしば契約書や法的制裁と無関係に解決されており，或るビジネスマンが「弁護士と会計士を閉め出しておけばどんな紛争でも解決できる。彼らには商取引に必要なギブアンドテイクというものが判っていない。」と述べたことを報告している（Macaulay 1963：61）。
- (45) 尤もヴェーバーは別の所で，「交換の両当事者の各々が，将来も交換関係が——今回の交換相手との交換関係であれ他の交換相手との交換関係であれ——継続することに利益を有している，という，当事者双方について通常は当然に成り立つ前提」が，

当事者の適法性を保障すると言っており (Weber 1976 : 383, 下線は引用者), ここでは複数の交換利害関係者たちがそれぞれの行為を知ることができるという状態が考えられていると言える。それゆえにこそ「信義誠実 Treu und Glauben の著しい eklatant 違反」(ibid.) が思いとどまられる訳である。なお付言しておくならば, ヴェーバーは, 契約に特定して言えば契約当事者の「誠実 Loyalität」が契約にとって持つ意味を強調する (たとえばヴェーバー 1974 : 513)。彼がロアヤリテートを, 法とも習律とも利害関係とも異なった, 更に別の保障として考えているように読める箇所もある (同書 : 274-5)。しかし, 決め手となる十分な手がかりを見つけられなかったので, ヴェーバーの言うロアヤリテートがいかなるものかの検討は本稿では断念する。

- (46) ここで言われている Repressalien が, ヴェーバー 1974 : 201 や ヴェーバー 1955a : 27 におけるような特殊な歴史的意味で用いられているかどうかは判らない。なお, 沈黙交換における実力的な報復措置の例につき, 広中 1987 : 38 参照。
- (47) 単一の交換における, 利害関心による保障の例として, Macaulay 1963 : 63 は, 買手は自分の満足できる履行を買手が行うまで, 代金の一部もしくは全部を支払わないということもできる, と述べている。
- (48) 確かにデュルケムによれば諾成契約の生成は, 個人の権利が尊重され, 権力が個人の権利の実現を保障するようになるということの一つの条件とする (デュルケム 1974 : 236, 241-2)。しかし彼によれば諾成契約が生まれるためには要式契約がその前提となるのである。〔呪術的宗教的な文言による〕要式契約 *contrat solennel* は, 契約というものの engagements が明確かつ決定的なかたちで結ばれなければならないことを人びとに教えた。……諾成契約 *contrat consensuel* は, 要式契約の有益な効力をまったく別の方法で保存したものにほかならない。仮に後者が実在していなかったならば, 人は前者の観念を持つことがなかったであろうし, その場かぎりの, 各人によって取り消し可能な誓約の言葉が, そのように固定化され実体化されるという観念

を持つことがなかったであろう。〕(Durkheim 1990 : 219 = 同書 : 237) 本章の枠組ではこの問題は, 要式契約は宗教的に保障された, 諾成契約は法的保障を必要とした, といった非連続的な扱いしかできない。考えられ得る契約の「観念 *idée*」自体は扱えないのである。

#### 文献リスト

〈ヴェーバーの著作〉

本稿に関連するもののみを挙げてある。論文の中では必ずしも直接に触れていないものも含んでいる。書誌学的データに関してはもっぱら Käsler 1991 に依拠した。

- 1894 Die Börse. I. Zweck und Äußere Organisation der Börsen. Göttinger Arbeiterbibliothek. (Hrsg. v. Fr. Naumann) 1. Bd., H. 2, 3.S. 17-48 (auch in Weber 1924, S. 256-288)
- 1905 Die protestantische Ethik und der "Geist" des Kapitalismus. Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, 20. Bd., S. 1-54; Bd. 21., S. 1-110.
- 1913 Ueber einige Kategorien der verstehenden Soziologie. Logos. Internationale Zeitschrift für Philosophie der Kultur. Bd. IV, H. 3, S. 253-294 (auch in Weber 1985)
- 1914 Vorwort [von Schriftleitung und Verlag zum Erscheinen der I. Abteilung des "Grundriss der Sozialökonomik"]. Grundriss der Sozialökonomik, 1. Abt., Wirtschaft und Wirtschaftswissenschaft, bearb. v. K. Bücher, J. Schumpeter, Fr. Freiherrn v. Wieser, S. VII-IX.
- 1916 Die Wirtschaftsethik der Weltreligionen. Religionssoziologische Skizzen. Einleitung; Der Konfuzianismus I-IV; Zwischenbetrachtung. Stufen und Richtungen der religiösen Weltablehnung. Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, 41. Bd., S. 1-87, 335-421
- 1920 Gesammelte Aufsätze zur Religions-

- soziologie. Bd. 1.  
 Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, in Weber 1920, S. 17-206 [Umgearbeitete Fassung von Weber 1905]  
 Die Wirtschaftsethik der Weltreligionen. Vergleichende religionssoziologische Versuche. Einleitung; 1. Konfuzianismus und Taoismus; Zwischenbetrachtung: Theorie der Stufen und Richtungen religiöser Weltablehnung, in Weber 1920, S. 237-573 [Umgearbeitete Fassung von Weber 1916]
- 1921 Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie. Bd. 2.
- 1923 Wirtschaftsgeschichte von Max Weber. Abriß der universalen Sozial- und Wirtschaftsgeschichte. Aus den nachgelassenen Vorlesungen hrsg. v. S. Hellmann und Dr. M. Palyi
- 1924 Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik. hrsg. v. Marianne Weber
- 1976 Wirtschaft und Gesellschaft. Grundriss der verstehenden Soziologie. 5., revidierte Auf. hrsg. v. Johannes Winkelmann. 2 Hbde.
- 1985 Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre. 6. erneuert durchgesehene Auf. hrsg. v. J. Winkelmann
- 〈ヴェーバーの翻訳書〉
- 多くの翻訳書、およびそのしばしば詳細な解説・註や索引に大いに助けられたことは言うまでもない。但し論文中では、本稿の用語法に統一したり原文により即して訳したりしたために、必ずしもこれらの翻訳書通りには引用していない。
- 1955a 黒正巖=青山秀夫『一般社会経済史要論下』, 岩波書店
- 1955b 梶山力=大塚久雄『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神 上』, 岩波書店
- 1960 世良晃志郎『支配の社会学 I』, 創文社
- 1962a 世良晃志郎『支配の社会学 II』, 創文社
- 1962b 梶山力=大塚久雄『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神 下』, 岩波書店
- 1965 世良晃志郎『都市の類型学』, 創文社
- 1968 中村貞二=柴田固弘『取引所』, 未来社
- 1970 世良晃志郎『支配の諸類型』, 創文社
- 1972 大塚久雄=生松敬三『宗教社会学論選』, みすず書房
- 1974 世良晃志郎『法社会学』, 創文社
- 1976 武藤一雄=藺田宗人=藺田坦『宗教社会学』, 創文社
- 1979 尾高邦雄編『世界の名著61 ウェーバー』, 中央公論社
- 1990 海老原明夫=中野敏男『理解社会学のカテゴリー』, 未来社
- 以下の二つの翻訳書も参照して助けられたが、論文中には記さなかった。
- 1972 清水幾太郎『社会学の根本概念』, 岩波書店
- 1987 阿閉吉男=内藤莞爾『社会学の基礎概念』, 恒星社厚生閣
- 〈その他の文献〉
- 青山秀夫 1950 『マックス・ウェーバーの社会理論』, 岩波書店
- 厚東洋輔 1979 ウェーバーの社会理論 (徳永恂編『マックス・ウェーバー著作と思想』, 有斐閣)
- 石部雅亮 1973 ヴェーバーの理論 (川島武宜編『法社会学講座7 社会と法1』, 岩波書店)
- エールリッヒ (河上倫逸=M・フーブリヒト訳) 1984 『法社会学の基礎理論』, みすず書房
- 太田知行 1989 交換過程における契約の役割——日米の比較を中心にして (藤倉皓一郎=長尾龍一編『国際摩擦 その法文化的背景』, 日本評論社)
- 大塚久雄 1944 資本主義と市民社会——その社会的系譜と精神的性格 (『世界史講座』, 弘文堂, 第7巻)
- 大塚久雄 1958 内と外の倫理的構造 (『講座・現代倫理』, 筑摩書房, 第5巻)
- 大塚久雄 1969 『大塚久雄著作集 第8巻 近代化の人間の基礎』, 岩波書店
- 折原浩 1992 『経済と社会』の再構成に向けて——客観的指標のひとつ・前後参照指示のネットワークとその信憑性——(思想

- 815号)
- 神島二郎=澤木敬郎=所一彦=淡路剛久編 1978 『日本人と法』ぎょうせい
- 川島武宜 1946a 日本社会の家族的構成 (中央公論 61巻6号)
- 川島武宜 1946b 遵法精神の精神のおよび社会的構造 (1・2) (法学協会雑誌46巻 7, 9=10号)
- 川島武宜 1949a 『所有権法の理論』, 岩波書店
- 川島武宜 1949b 封建的契約とその解体 (上・下) (思想302, 3号)
- 川島武宜 1951 義理 (思想 327号)
- 川島武宜 1958 『法社会学 上』, 岩波書店
- 川島武宜 1967 『日本人の法意識』, 岩波書店
- 来栖三郎 1953 日本の手附法 (法学協会雑誌 80巻6号)
- 塩原勉 1974 ウェーバー (潮見俊隆編『社会学講座9 法社会学』, 東京大学出版会)
- デュルケム, エミール (宮島喬=川喜多喬訳) 1974 [1950] 『社会学講義 習俗と法の物理学』, みすず書房
- 中野敏夫 1990 解説 (ヴェーバー1990所収)
- 西村信雄 1965 『身元保証の研究』, 有斐閣
- 野田良之 1986 『内村鑑三とラアトブルフ 比較文化論へ向かって』, みすず書房
- 広中俊雄 1987 『契約とその法的保護 増補版』, 創文社
- 星野英一 1966 現代における契約 (加藤一郎編『岩波講座 現代法8巻 現代法と市民』)
- 星野英一 1982 日本における契約法の変遷 (日仏法学会編『日本とフランスの契約観』, 有斐閣)
- 道田信一郎 1987 『契約社会 アメリカと日本の違いを見る』, 有斐閣
- ルーマン, ニクラス (村上淳一=六本佳平訳) 1977 [1972] 『法社会学』, 岩波書店
- 六本佳平 1971 『民事紛争の法的解決』, 岩波書店
- 六本佳平 1972 M. ヴェーバーの「法」概念の構成 (川島武宜編『法社会学講座3 法社会学の基礎1』, 岩波書店)
- 六本佳平 1986 『法社会学』, 有斐閣
- 六本佳平 1989 ヴェーバーの法概念——法社会学における法の概念(1) (法学教室107号)
- 六本佳平 1991 『法社会学入門 テュトリアル18講』, 有斐閣
- 座談会 1974 不動産取引の実態 (1-4) (NBL75-78号)
- Bücher et al. 1914 Grundriss der Sozialökonomik. I. Abt., Wirtschaft und Wirtschaftswissenschaft. 1. Auf., J.C.B. Mohr
- Durkheim, É. 1990 [1950] Leçons de sociologie, P. U. F.
- Ehrlich, E. 1913 Grundlegung der Soziologie des Rechts, Duncker & Humblot
- Fuller, L.L. 1981 The Principles of Social Order (edited by Kenneth I. Winston), Duke
- Hamilton, P. (ed.) 1991 Max Weber: Critical Assessment (2) vol. I, Routledge
- Jackson, M. 1991 [1982/3] An Analysis of Max Weber's Theory of Ethnicity (in: Hamilton 1991)
- Käsler, D. 1991 [1975] Max-Weber-Bibliographie (in: Hamilton 1991)
- Macaulay, S. 1963 Non-Contractual Relations in Business : A Preliminary Study (American Sociological Review vol. 28, pp. 55-67)
- Radcliffe-Brown, A.R. 1952 [1933] Social Sanctions (in: Structure and Function in Primitive Society, Routledge)
- Rehbinder, M. 1977 Rechtssoziologie, Walter de Gruyter
- Schluchter, W. 1979 Die Entwicklung des okzidentalen Rationalismus. Eine Analyse von Max Webers Gesellschaftsgeschichte, J.C.B. Mohr